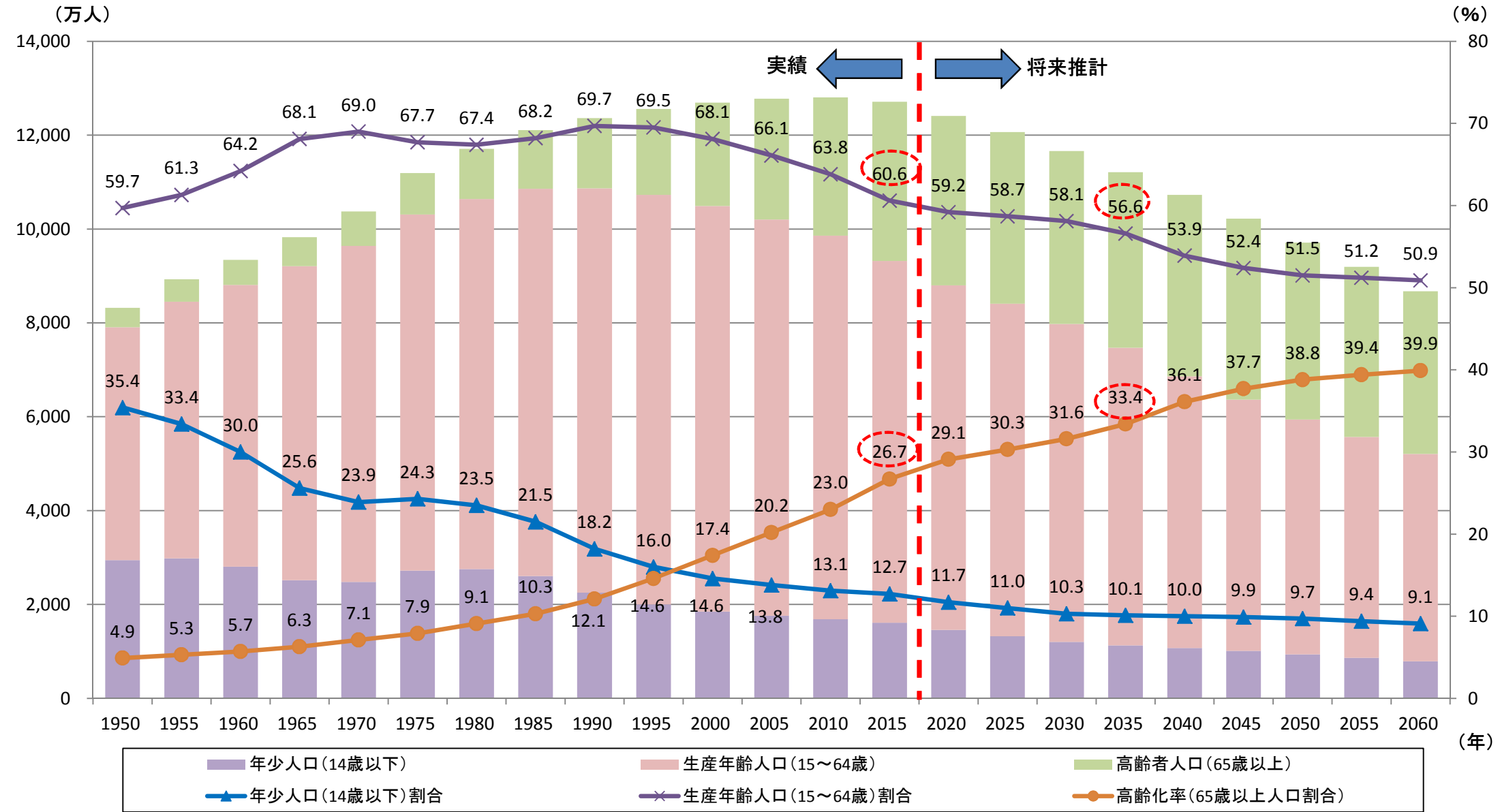


地域力強化を巡る状況

年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

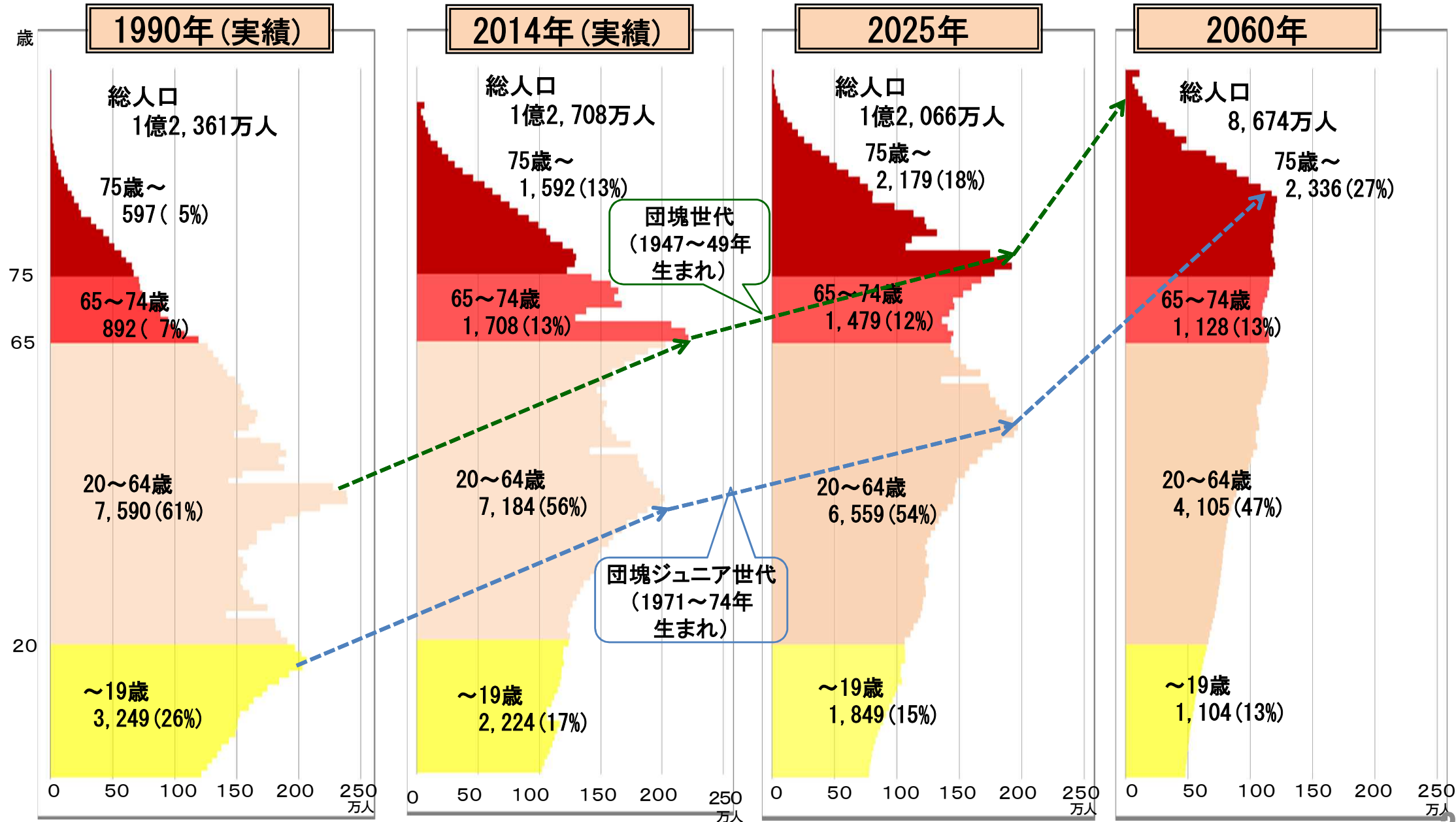
○2035年には、高齢化率は26.7%から33.4%に上昇する一方、生産年齢人口は56.6%に低下すると推計されている。



資料: 2015年以前: 総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」(年齢不詳の人口を按分して含めた)
 2020年以降: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位推計)
 (注) 1. 2015年は、総務省統計局「人口推計」(平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値)
 2. 1970年までは沖縄県を含まない。

日本の人口ピラミッドの変化

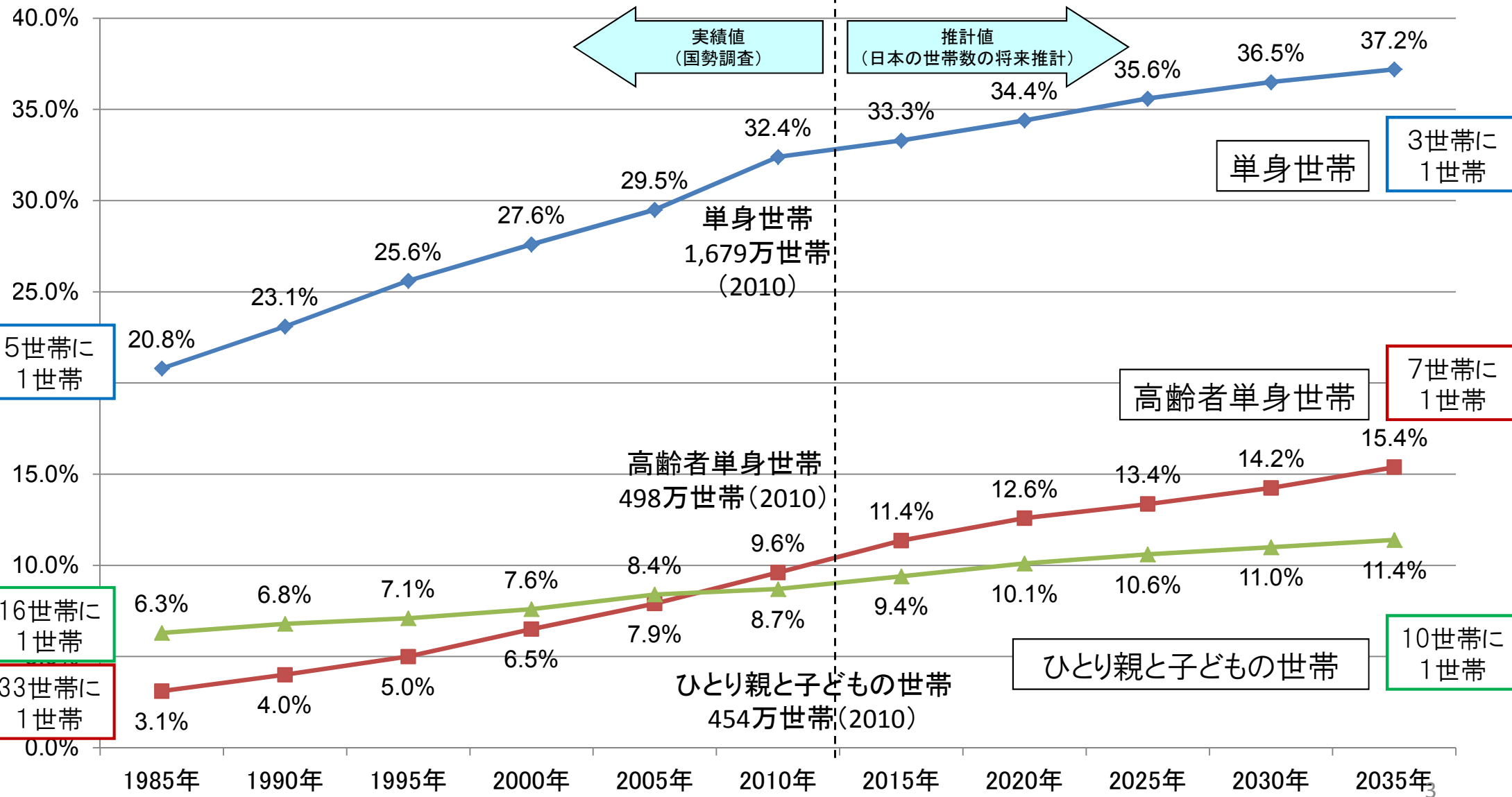
- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

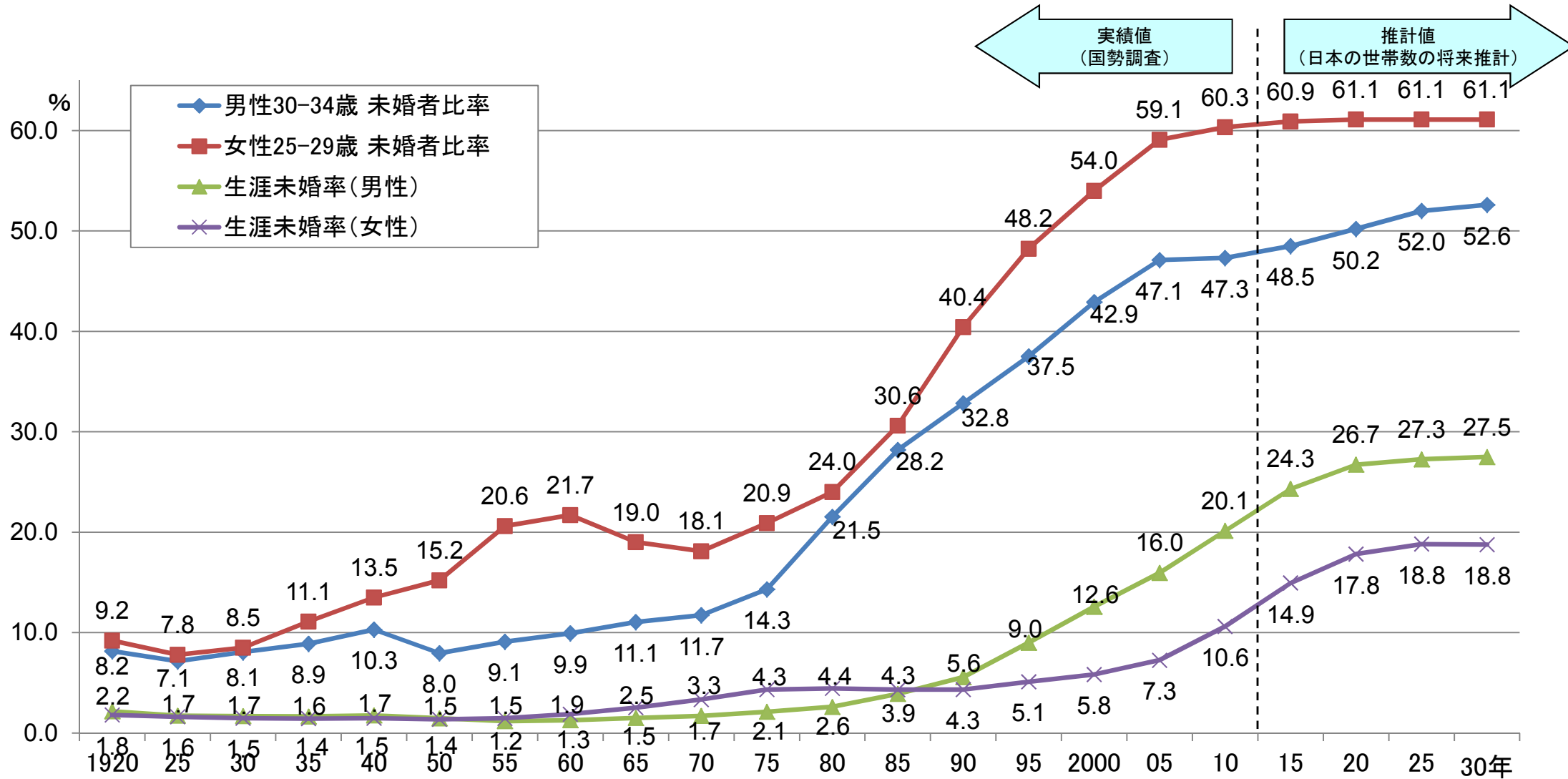
世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想。
- 単身世帯は、2010年現在で、3割を超える1,679万世帯（全世帯数約5,184万世帯）、2030年には約4割に達する見込み。



生涯未婚率の推移

○ 生涯未婚率は、2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれている。



資料出所：資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

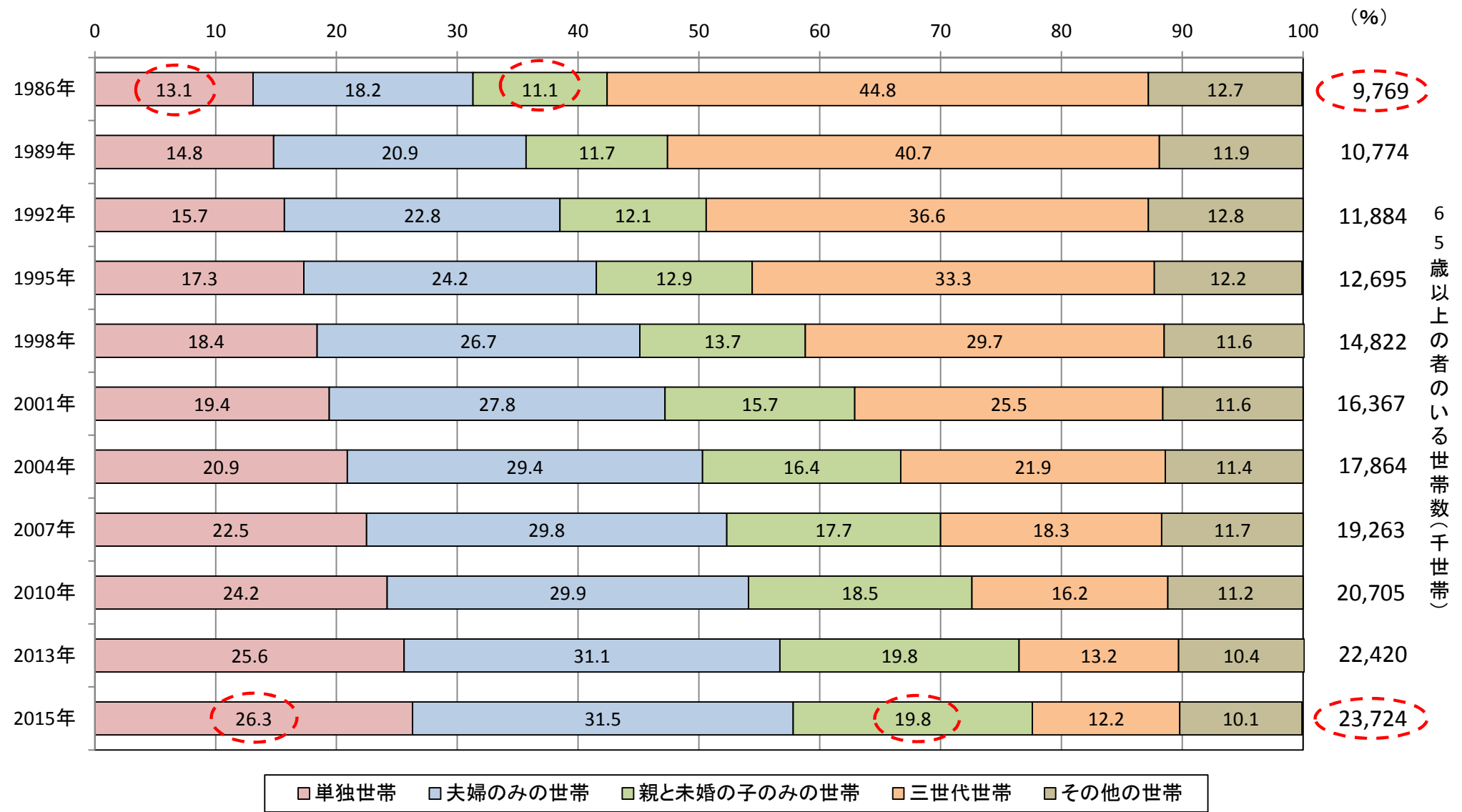
注1：男性30～34歳未婚率、女性25～29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2：生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、

2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳～49歳の未婚率と50歳～54歳の未婚率の平均。

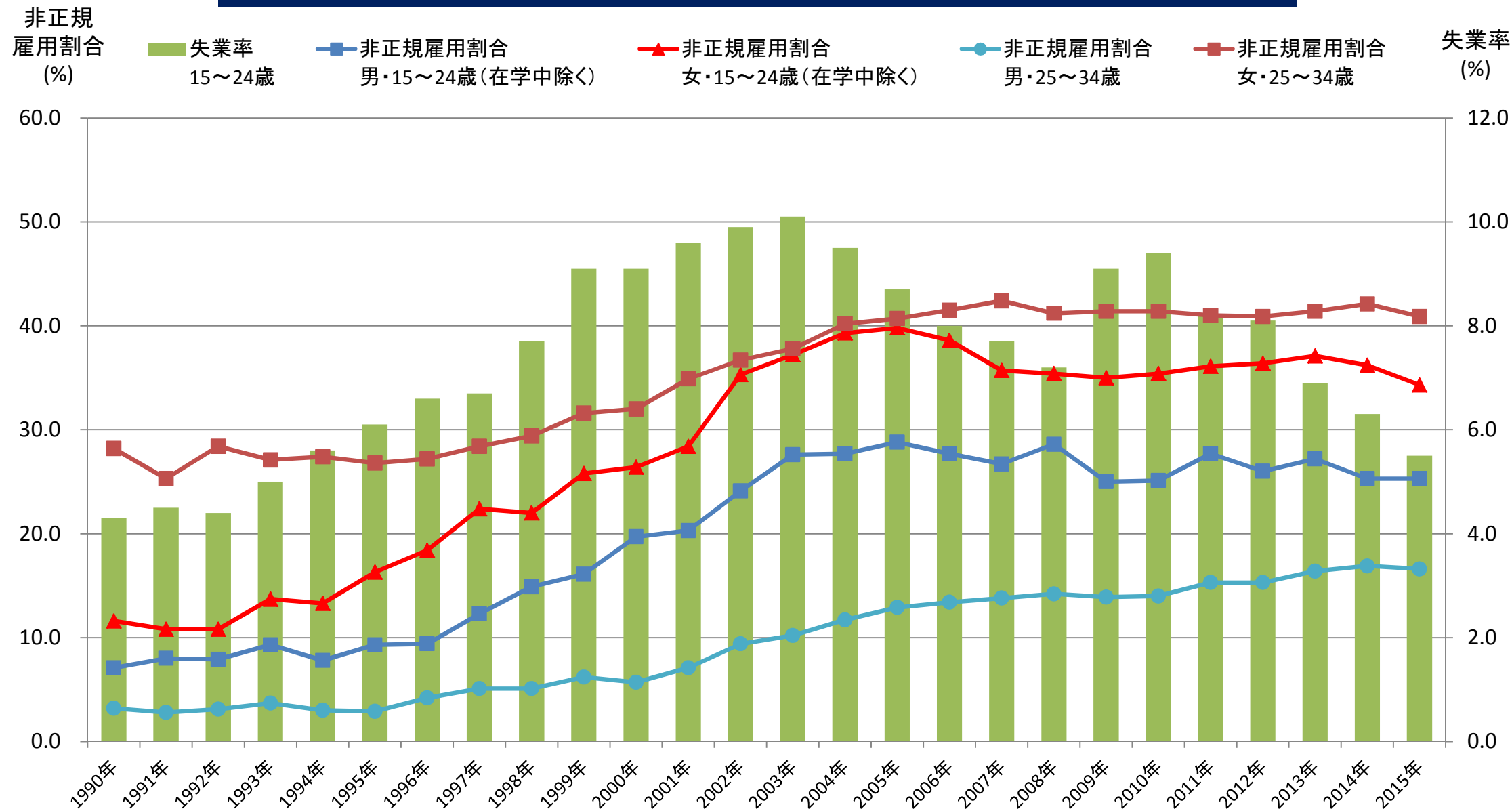
世帯構造別に見た65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移

○65歳以上の者のいる世帯の26.3%が単独世帯
○親と未婚の子のみの世帯も2割近くまで増加している。



資料: 厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」
(注) 1. 1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2. 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

日本の若年者の失業率、非正規雇用比率の推移



資料出所:「労働力調査特別調査(2月調査)」、「労働力調査」

失業率:基本集計 長期時系列表3-9表

非正規雇用割合:1990年～2001年については、詳細集計 長期時系列表9、2002年からは長期時系列表10

ただし、1990年～2000年までの「15～24歳(在学中を除く)」については、労働力調査特別調査年報の数値から算出

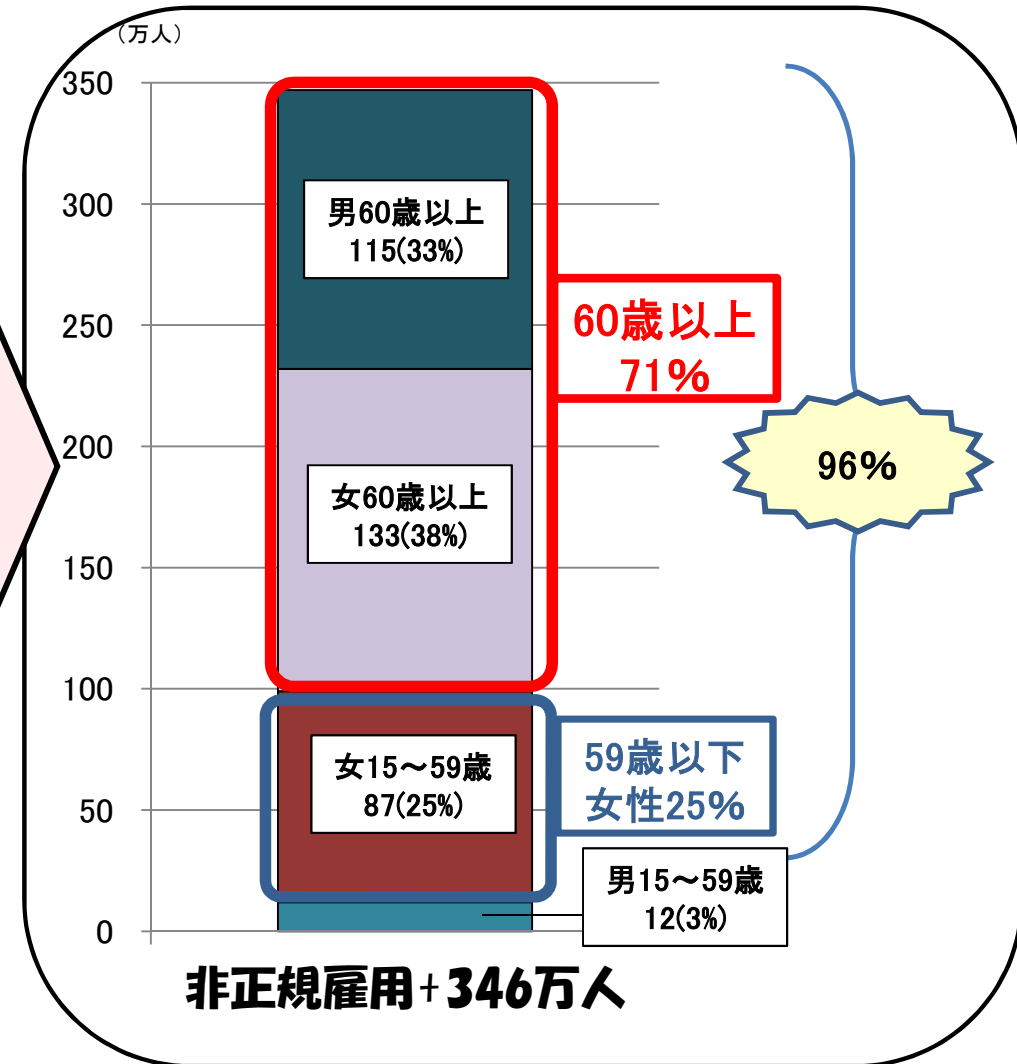
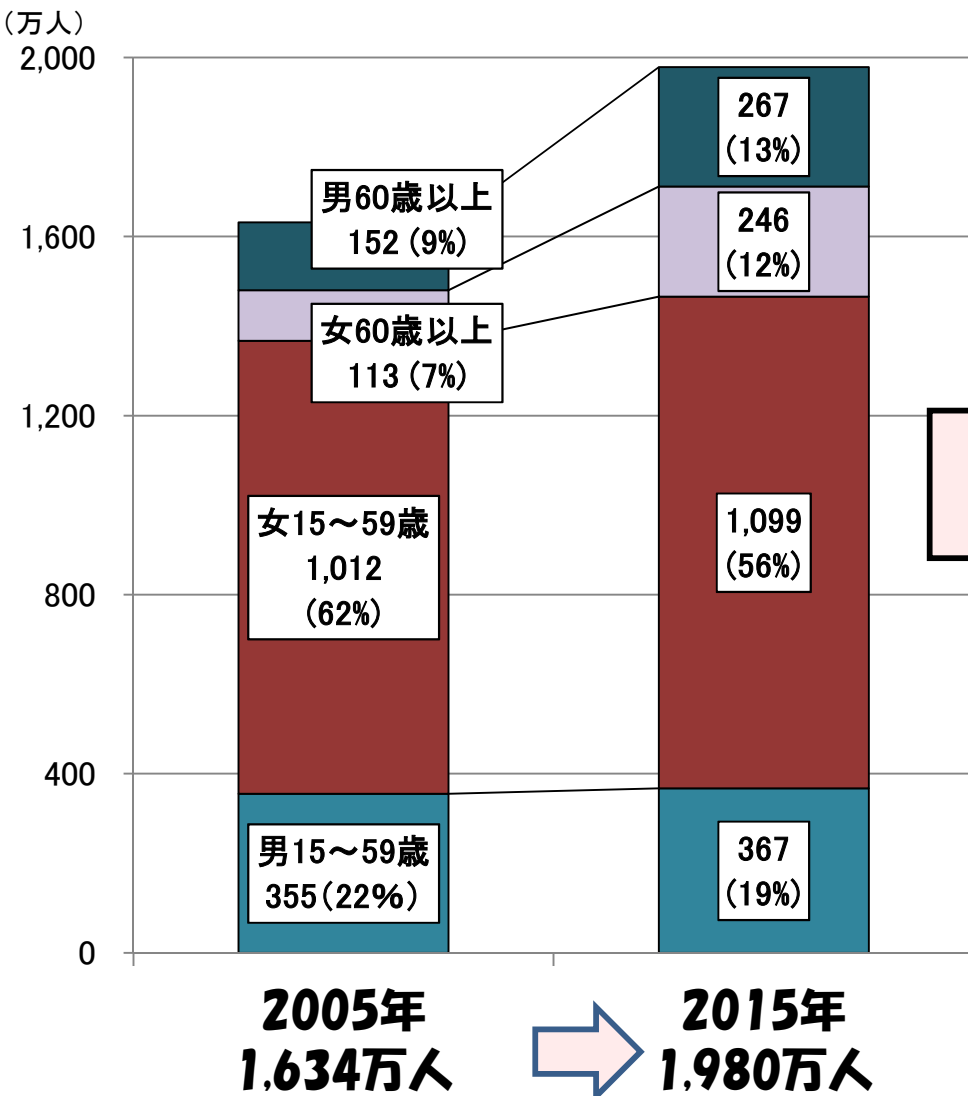
注:非正規雇用割合は、役員を除く雇用者に占める正社員以外の割合。

2011年は東日本大震災の影響で調査不能となった分を補完的に推計した値(2010年国勢調査基準)。

非正規雇用増加の要因【2005年→2015年（10年間）】

【年齢別・性別】

増加分のうち、**96%は、60歳以上の男女(71%)と59歳以下の女性(25%)の非正規増**

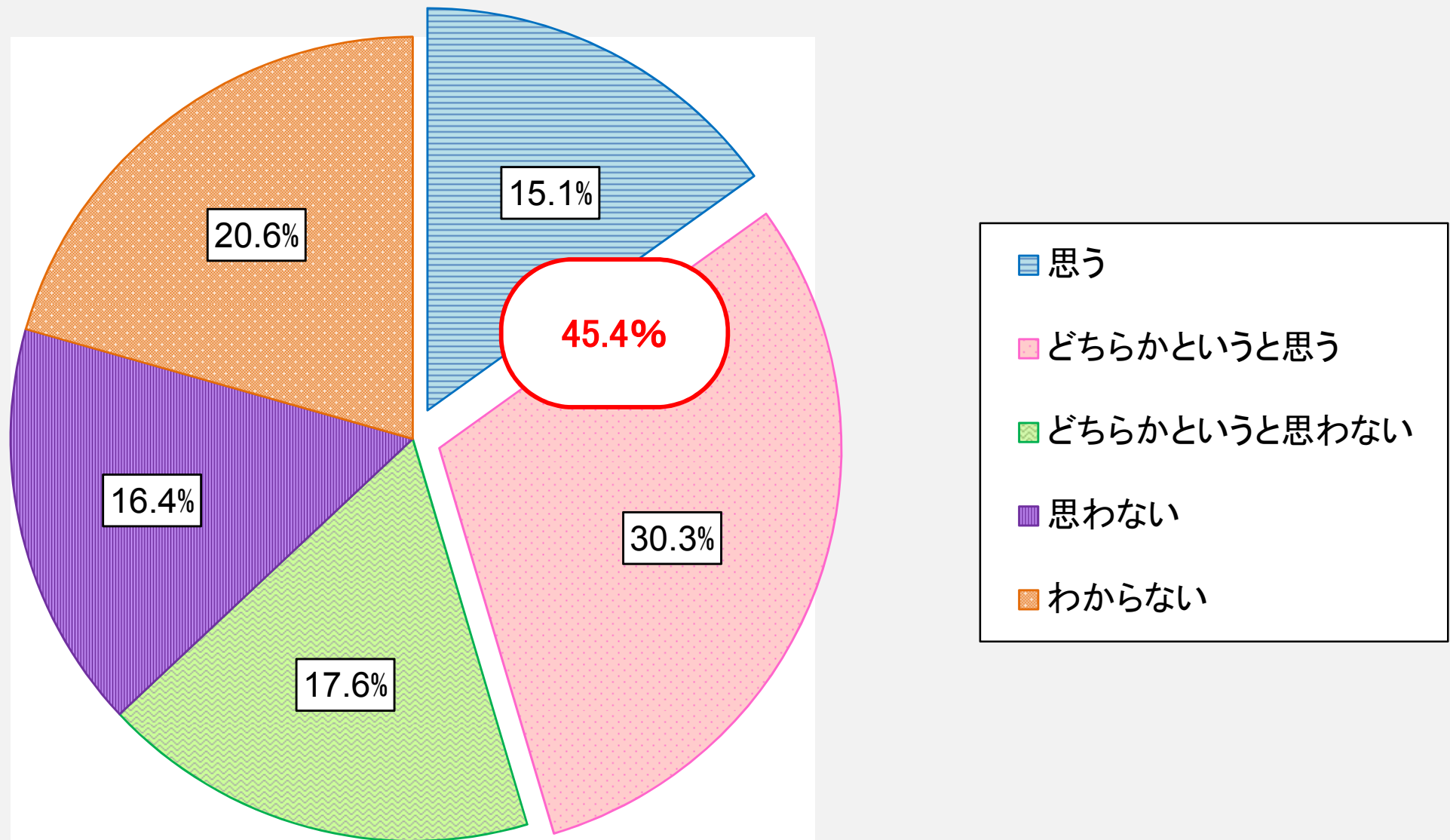


出所: 総務省「労働力調査(詳細集計)」

注: 1) 2005年、2015年のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者全体に占める各年齢別に対する割合。

2) 増加分のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者の346万人を100とした場合の各区分の増加に対する割合。

「ダブルケア」を身近な問題と思うか



資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」(2016年)

(注) 1. 「「ダブルケア」の問題(※)はあなたにとって身近な問題だと思うか」との質問に対する回答の割合。

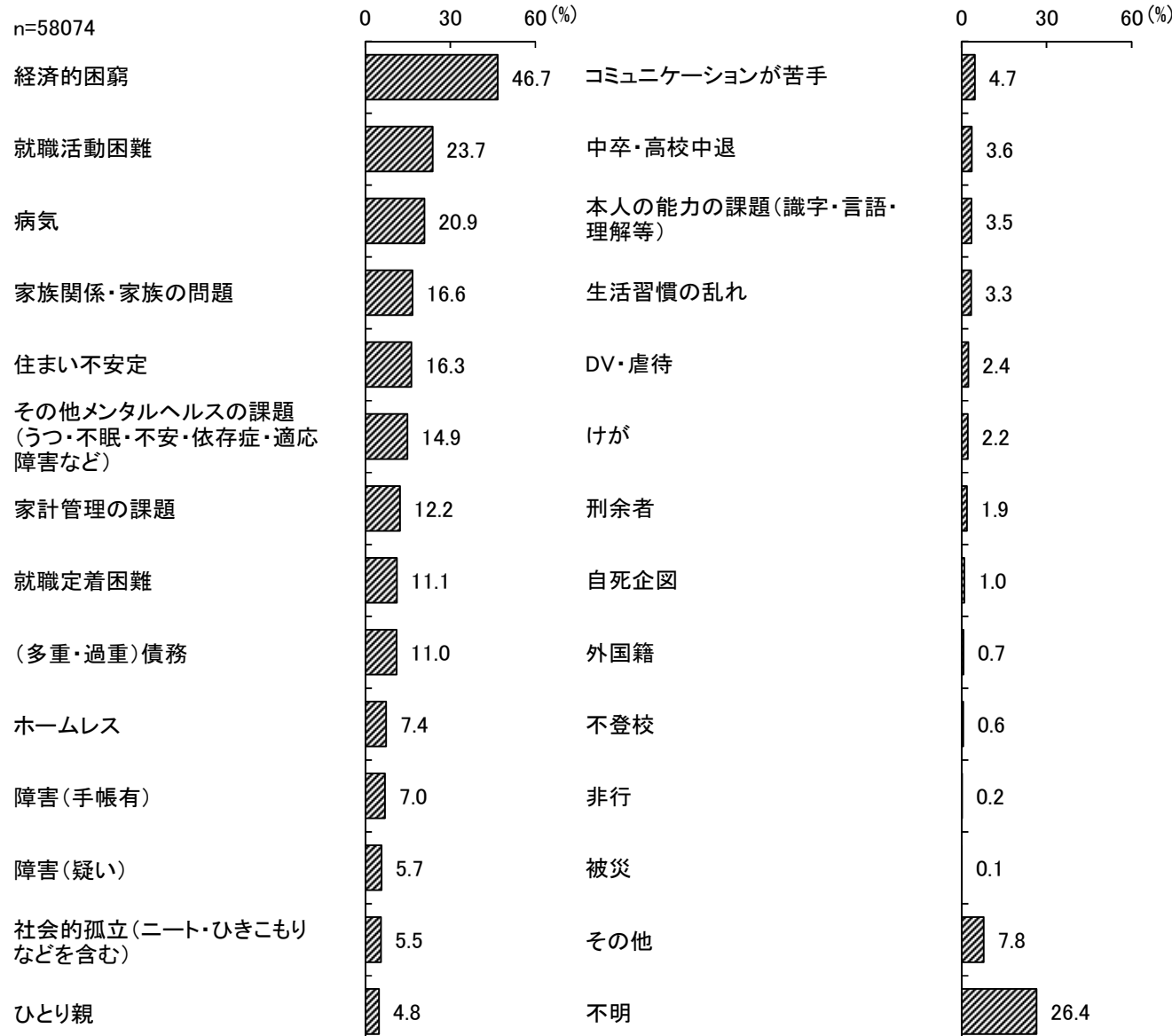
※晩婚化と出産年齢の高齢化により、育児と介護に同時に携わる際の負担等の問題

2. 調査対象は、全国の40歳以上の男女。回答数は3,000人。

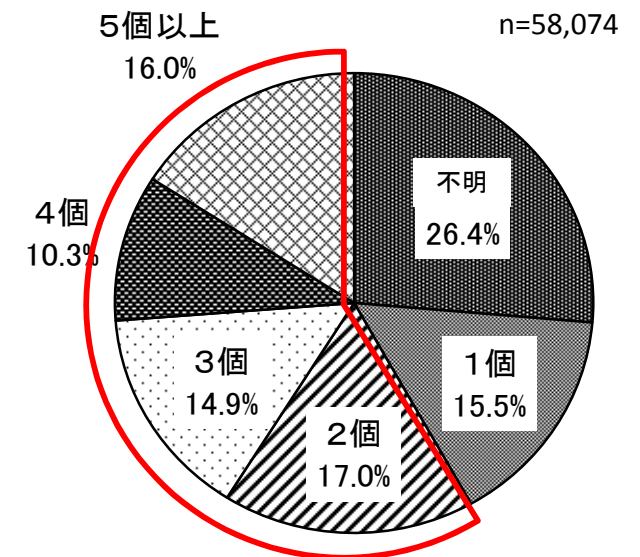
新規相談者の状況(本人の抱える課題)

○新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたっており、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



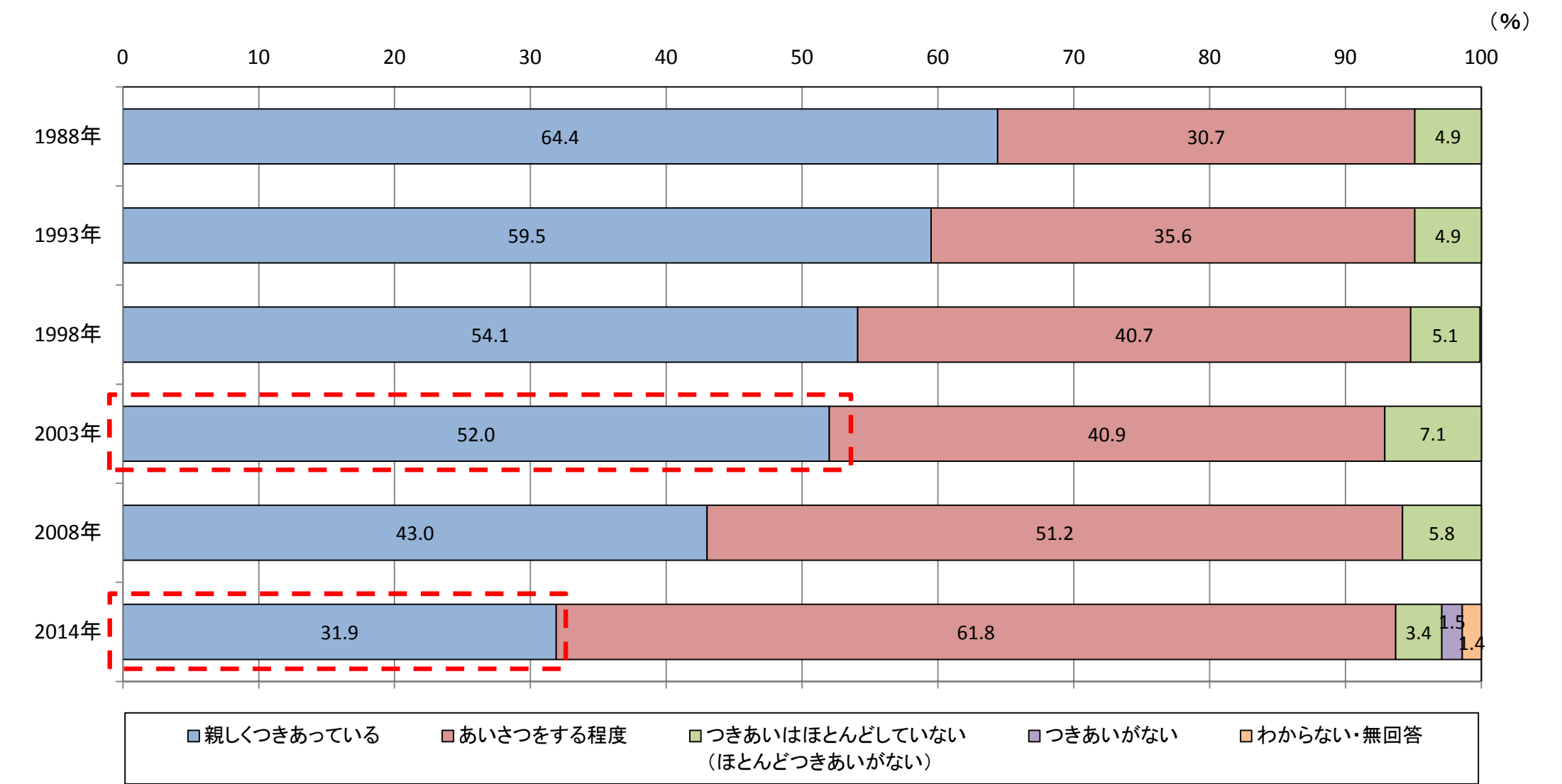
2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の新規相談受付58,074ケースについてグラフ化したもの。

高齢者の近所の人たちとの交流

○60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は52%から31.9%に低下



資料：2008年以前：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」

(注) 1. 対象は60歳以上の男女

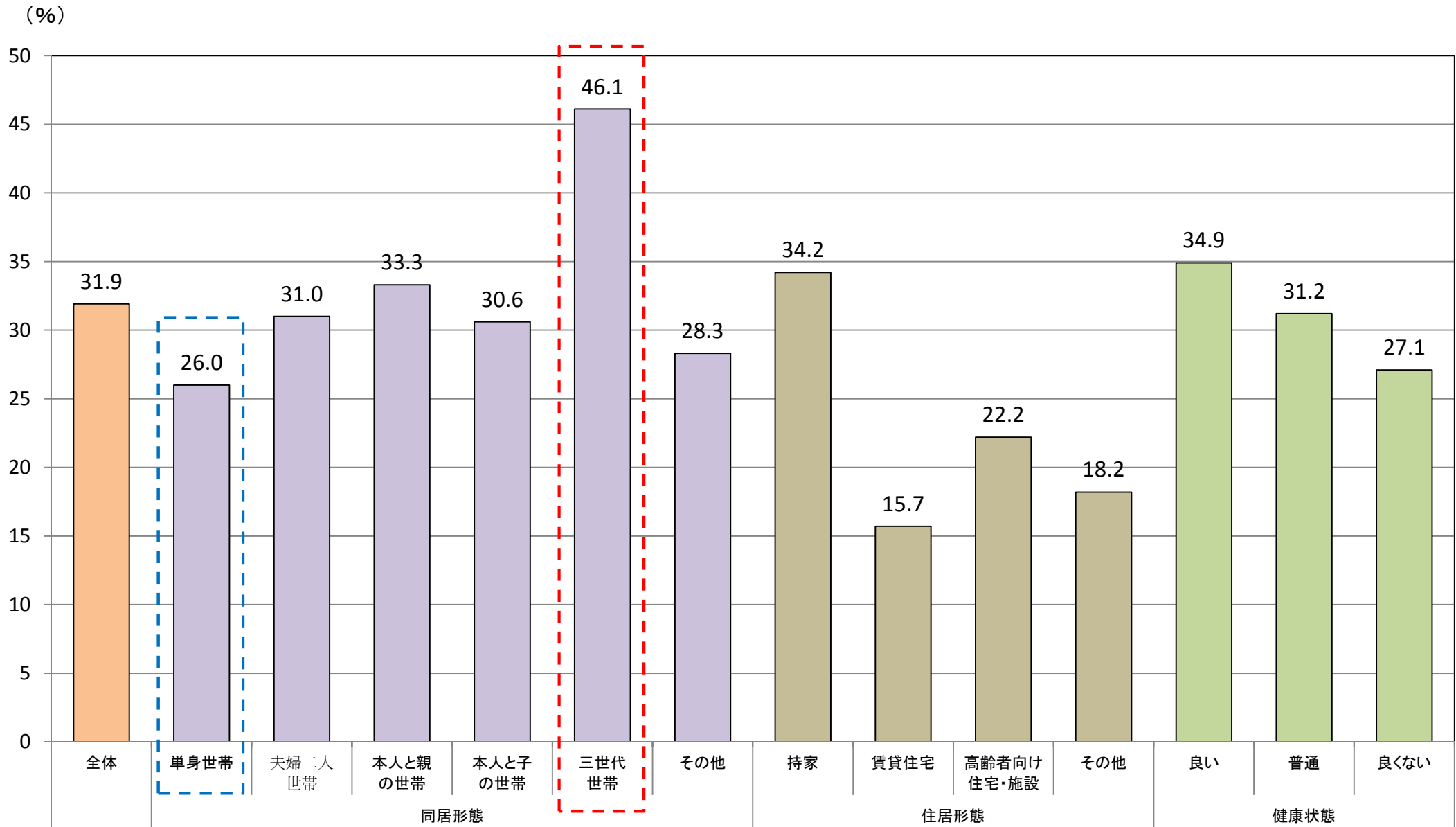
2. それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。

高齢者の地域社会への参加に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」

高齢者の日常生活に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあいがない」、「つきあいがない」、「わからない」、「無回答」

属性別に見た近所の人たちと親しくつきあっている人の割合

○60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は31.9%
○特に単身世帯では26.0%と、単身世帯で近所との交流が少なくなっている様子がうかがえる。

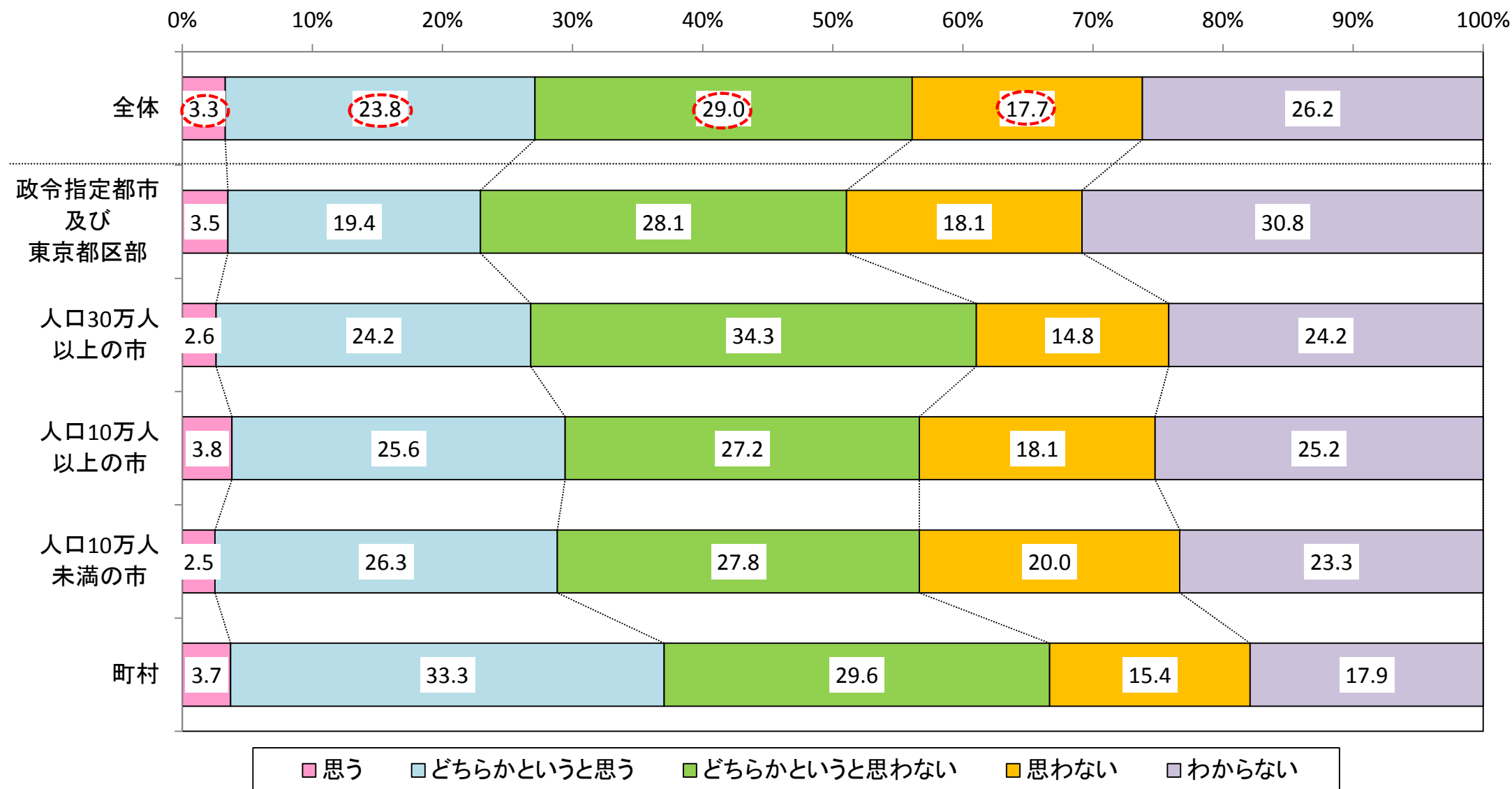


資料: 内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(2014年)
(注) 1. 対象は60歳以上の男女
2. 「三世代世帯」とは、同調査における「本人と子と孫の世帯」のことを指す。

地域における支え合い活動の展開

○地域における支え合い活動があると「思う」「どちらかと思う」人は27.1%、「思わない」「どちらかというと思わない」人は46.7%

【設問】あなたのお住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか(ひとつだけ)。

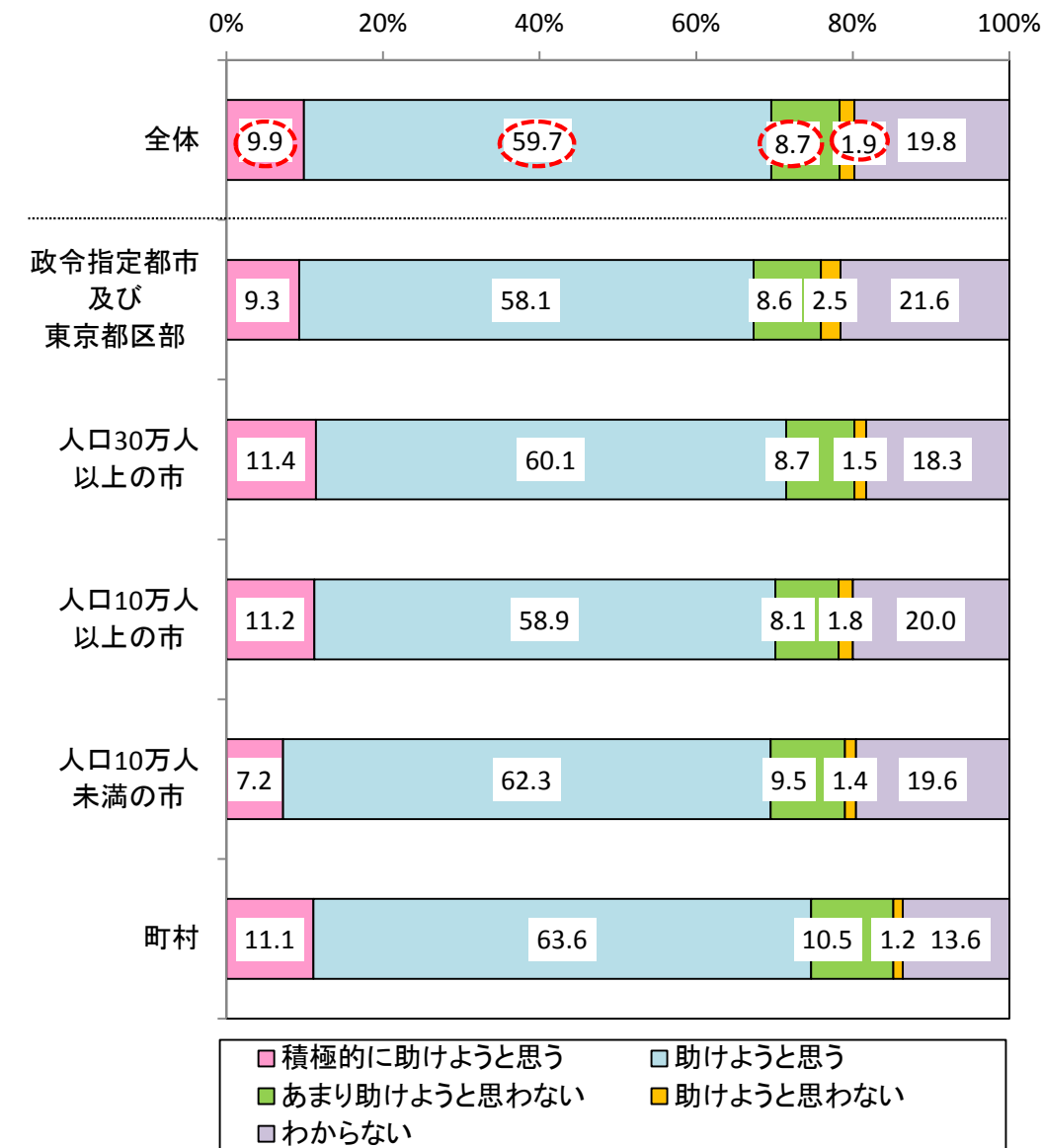


困っている人がいたら助けようと思うか

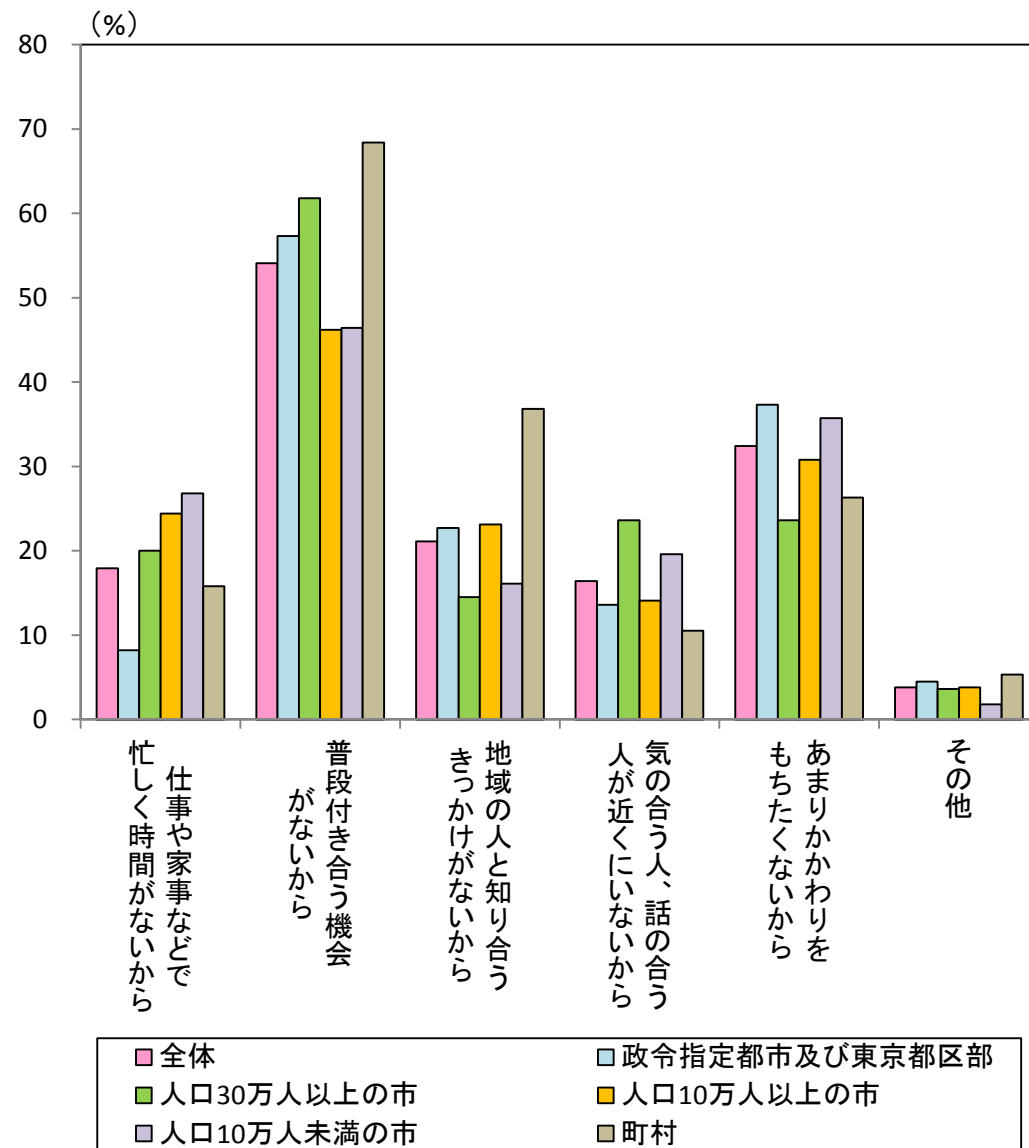
○地域で困っている人がいたら「助けようと思う」人は69.6%

○「助けようと思わない」理由の最も多いものは「普段つきあう機会がないから」

【設問】地域で困っている人がいたらあなたは、助けようと思いますか（ひとつだけ）。

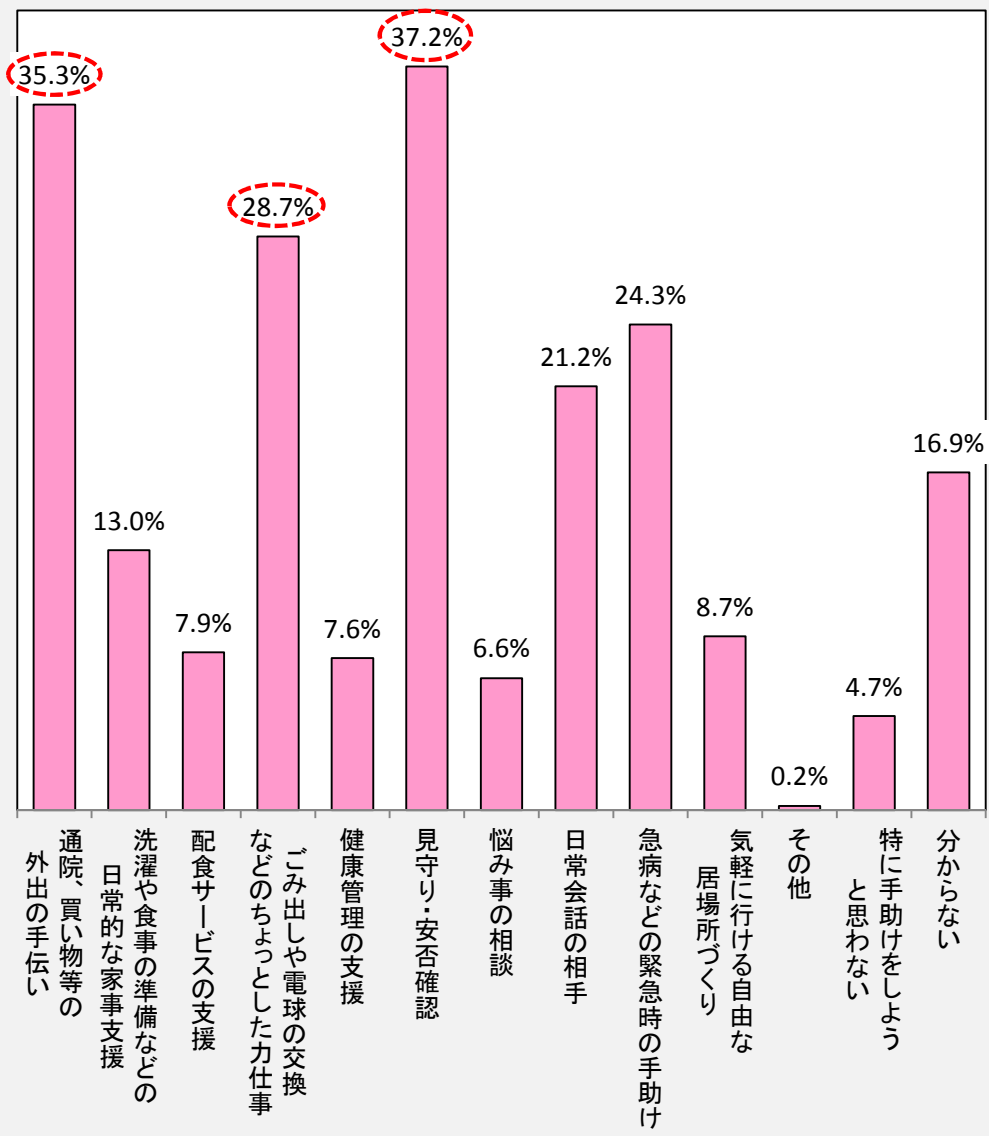


【設問】（「あまり助けようと思わない」・「助けようと思わない」と回答した人に）その理由は何ですか（2つまで）。

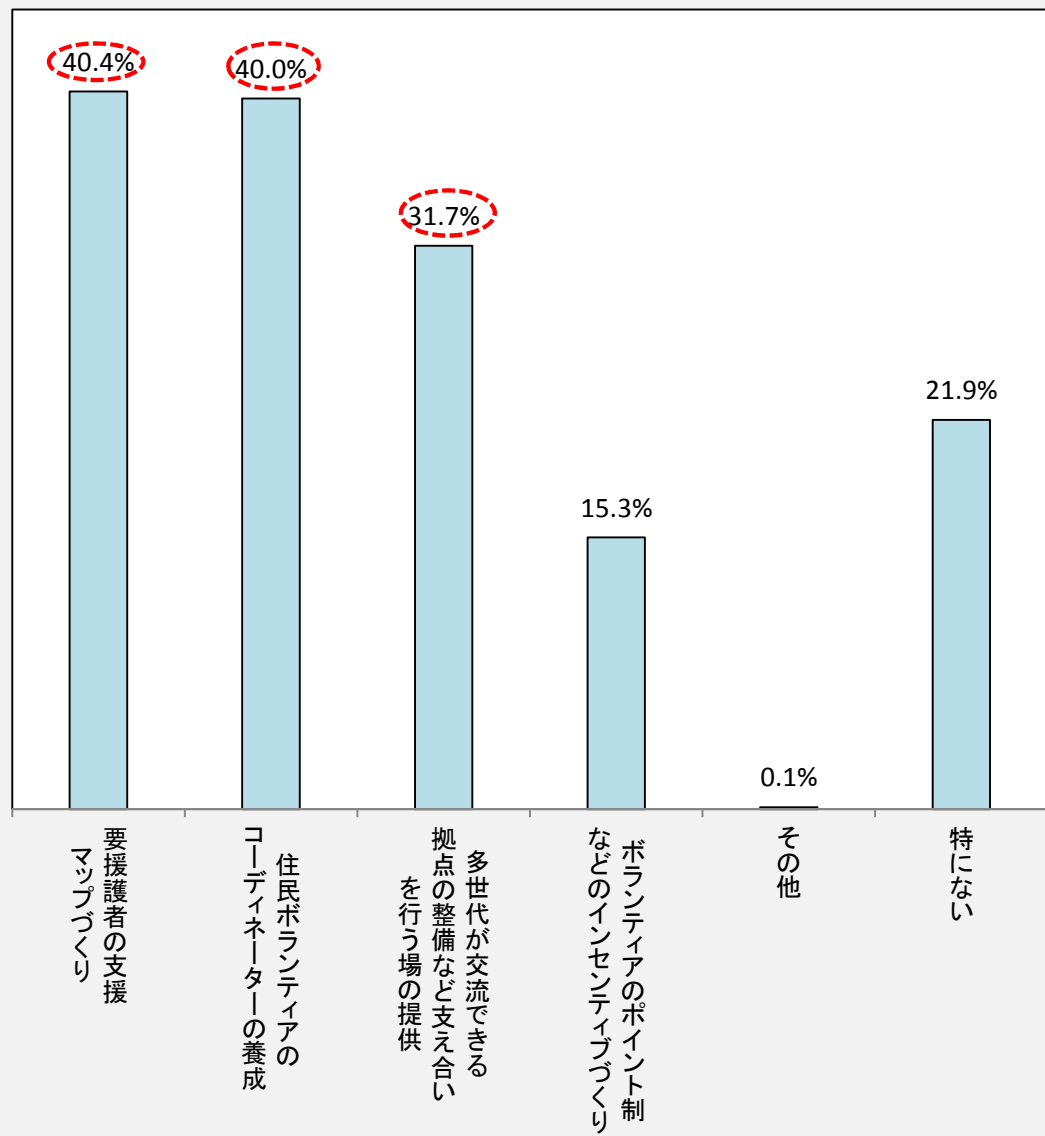


実施したいと思う支え合い活動と有効と思う施策

【設問】あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか(3つまで)。



【設問】地域の支え合いの機能を向上させるためにどのような施策が有効だと思いますか(2つまで)。



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」(2016年)

地域力強化をとりまく様々な資源

地区・校区社会福祉協議会等について

【組織】

市町村社協よりも区域が狭く、より地域住民に近い組織として、地区社協、校区社協、校区福祉委員会、住民福祉協議会等の名称を用いて、自治会・町内会等に担当者や福祉委員を配置したり、福祉課題に取り組む組織を置くといった地域の実情に応じて任意につくられる。

【機能(例)】

①福祉に関する協議

座談会等住民間の協議の場、自治会・町内会との調整、地域活動の計画づくり

②福祉に関する広報、啓発

③福祉活動の実施、支援、連絡調整

※福祉に限らず、まちづくりの活動まで広げて実施している場合もある。

【構成員(例)】

民生委員・児童委員、町内会長、老人クラブ会長、PTA代表 等

【運営財源(例)】

住民による会費、市社協からの助成金、共同募金、企業寄付、福祉バザーによる収益 等

社会福祉協議会の概要

【社会福祉協議会(社協)とは】

- 住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設など福祉・保健・医療・教育等の関係機関の参加と協力により「福祉のまちづくり」を目指して活動を行っている民間団体。
- 社会福祉法を根拠法として、全国の市町村、都道府県・指定都市、中央の各段階に組織される。
- 2000(平成12)年の社会福祉法改正で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と法律上規定し、市町村社協を住民に身近な地域福祉推進の担い手として位置づけた。
- 市町村社協には、区域内の社会福祉を目的とする事業を営業者(社会福祉法人等)、社会福祉に関する活動を行う者(ボランティア団体等)が参加し、かつ社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加している。

全国社会福祉協議会 (1か所)

都道府県社会福祉協議会 (47か所)

指定都市社会福祉協議会 (20か所)

市町村社会福祉協議会
(1,721か所 H28.8.31現在)

地区社会福祉協議会
※指定都市の区社協
(125か所 H28.8.31現在)

↑ 社会福祉法により規定

《任意組織》 地区・校区社会福祉協議会 等

【社協の活動内容】



主な活動

- ア ボランティア活動に関する支援、ボランティアの普及活動
- イ ふれあいサロンやいきいきサロン等、住民のつながりの場の提供
- ウ 近隣住民の訪問活動などによる小地域での見守り活動ネットワーク
- エ 民間福祉サービスの推進に向けた地域福祉活動計画の策定
- オ ホームヘルプサービスやデイサービスの運営等、介護保険サービスによる生活の支援(※)
- カ 食事サービスや入浴サービスの実施等、高齢者への生活支援サービス
- キ ホームヘルプ等、障害者への生活支援サービス
- ク 母子家庭組織への支援、子供会・クラブの組織化等、児童への生活支援サービス
- ケ 生活困窮者への自立支援
- コ 生活福祉資金の貸付や各種相談活動の実施

地域運営組織の実態

※暮らしを支える地域運営組織に関する
調査研究事業報告書(H27.3総務省)より

地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

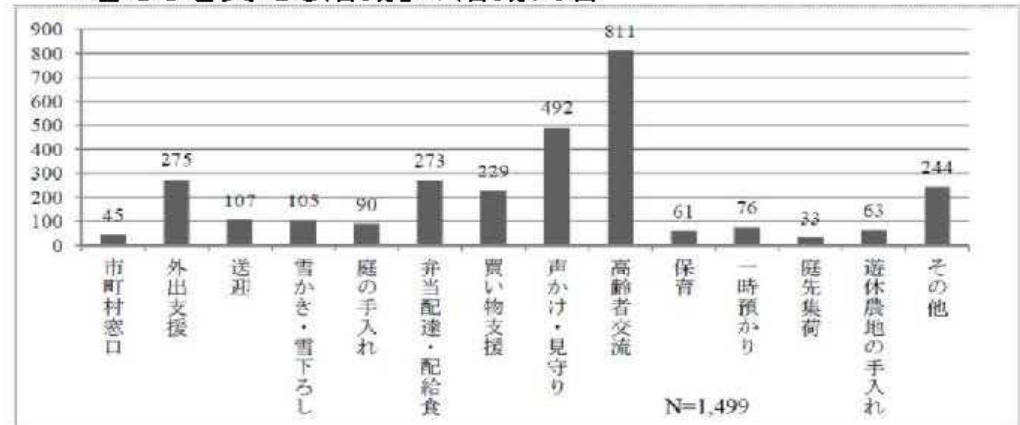
活動実態

- 活動範囲は「小学校区」(概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア)
- 全国の1/4の市町村に1,600を超える組織があり、さらに8割を超える市町村が必要性を認識
- 約7割が法人格を持たない任意団体で、残り約3割の大半がNPO法人
- 主な活動内容は高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買い物支援など幅広い
- 主な収入源は市町村補助金、会費、利用料であり、財政基盤が脆弱
- 地域の有志や組織、団体で構成される地域に根ざした組織であり、人材不足が課題

■暮らしを支える組織がある市町村の割合



■「暮らしを支える活動」の活動内容



(高齢者交流) 54% (811/1,499)

(声かけ・見守り) 33% (492/1,499)

地域運営組織の活動事例①

※暮らしを支える地域運営組織に関する
調査研究事業報告書(H27.3総務省)より

島根県雲南市

島根県雲南市では合併をきっかけに協働のまちづくりが本格化した。平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした「地域自主組織」が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されている。

現在、市内全域において43の「地域自主組織」が30の交流センターを拠点に様々な活動を展開している。鍋山地区では、地域の発意で高齢者世帯の見守りを実施するため、市が実施していた水道の検針業務を受託し、水道の検針と高齢者の見守りを組み合わせた活動が行われている。塩田地区では、毎月第4土曜日の夕食を会員宅に配達する活動が継続して行われている。

市内全域の地域自主組織の関係者が集まり、取組状況を披露する「自慢大会」や地域自主組織と行政が「分野別」に協議を行う「円卓会議」を定期開催している。また、全国の自治体相互の情報交換や連携を目的とした「ネットワーク会議」を三重県伊賀市、名張市及び兵庫県朝来市とともに平成27年2月に設立している。



特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

きらりよしじまネットワークは地区の全世帯が加入するNPO法人で、「合意形成のシステム」と「資金づくりのシステム」に独自の手法を取り入れている。

「合意形成のシステム」においては、より多くの住民が参加できるよう、「決めない会議」と「決める会議」とを使い分けている。「決めない会議」は住民ワークショップ等を実施することによって地域の様々な意見や課題を集約していく「参加の場」である。「決める会議」は「決めない会議」で集約された意見や課題を基に具体的な事業の内容や予算の使い道等を決定する「協議の場」（意思決定機関）としての機能を果たしている。

「資金づくりのシステム」においては、コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施するほか、6次産業化の取り組みや地域のスポーツクラブ運営、買い物支援・見守りサービス等に取り組んでいる。今後、都市との地域交流等の観光事業の拡大のため、株式会社の設立も視野に入れた検討を行っている。

6次産業化



地域運営組織の活動事例②

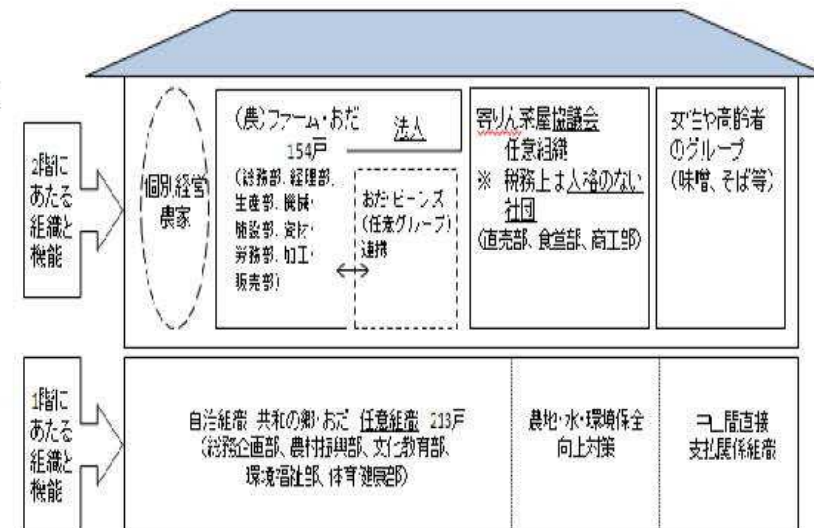
※暮らしを支える地域運営組織に関する
調査研究事業報告書(H27.3総務省)より

広島県東広島市小田地区

広島県東広島市小田地区の地域づくりは、自治活動(コミュニティ活動)を行う「共和の郷・おだ」を1階部分、集落営農組織の「ファーム・おだ」等を2階部分とする「二階建て方式」となっている。

1階部分の「共和の郷・おだ」においては、「小田地域センター」(旧小田小学校)を拠点に、生涯学習発表会や史跡めぐりウォーキングなど地域における生涯学習や青少年育成、地域文化活動を積極的に推進している。平成25年度からは10年先のビジョン(小田ビジョン)の策定に取り組んでいる。

2階部分の「ファーム・おだ」(農事組合法人)においては、小学校区(13集落)を1つの農場として集約させることにより、低コストで効率的な集落営農システムを確立し、水稻やそば、小麦などを栽培している。平成24年には米粉を使った米粉パン工房(パン&米夢(パントマイム))を設立し、米粉パンの製造・販売を開始した。「ファーム・おだ」の農産物売上額は約1億2千万円に上り、集落の農業所得として年間約6千万円を地域に還元している。



特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター（秋田県横手市）

秋田県南NPOセンターは平成16年に設立された中間支援組織である。

豪雪地帯である秋田県南部では、毎年、雪下ろし中の事故によって20人前後が命を落とすなど社会問題化する中、秋田県南NPOセンターが中心となり、高齢者などの世帯を対象に雪下ろし・雪よせ等のサービスを通常より安い「支え合い・助け合い価格」で提供する「共助組織」が結成された。

現在、横手市内の4地区の「共助組織」において、地域住民の有志による「地域のおたすけ隊」が実働部隊として、高齢者世帯の屋根の雪下ろしや買い物支援、見守りなどの生活支援サービスを有償ボランティアで実施している。

平成24年には、各主体が連携を図りながら活動するため、「共助組織代表者ネットワーク会議」が設立された。各組織代表のほか秋田県南NPOセンター、秋田県、横手市が参加して定期的に会議を開催し、各組織が円滑に活動を行っていくように知恵とアイデアを出し合っている。

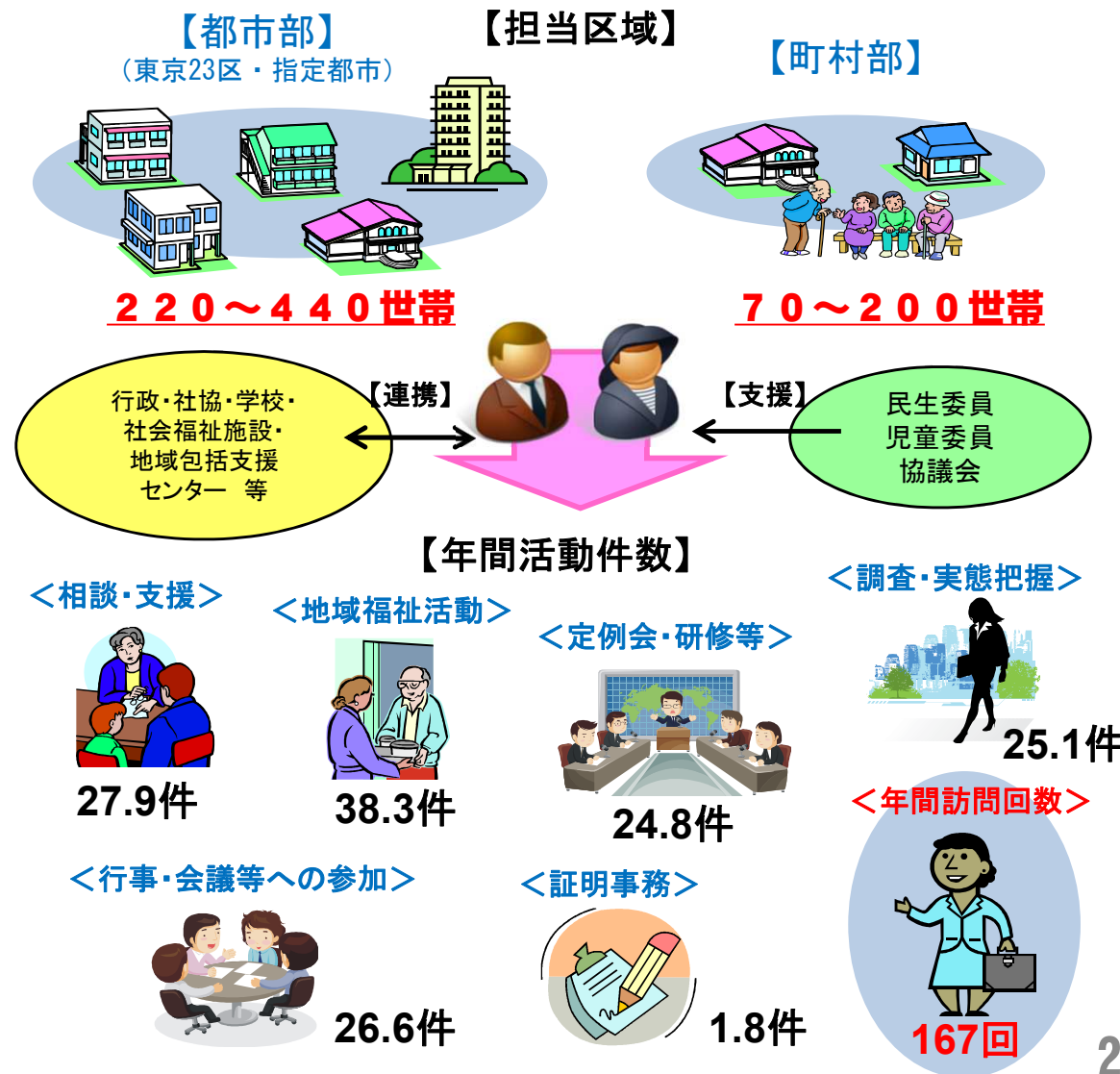
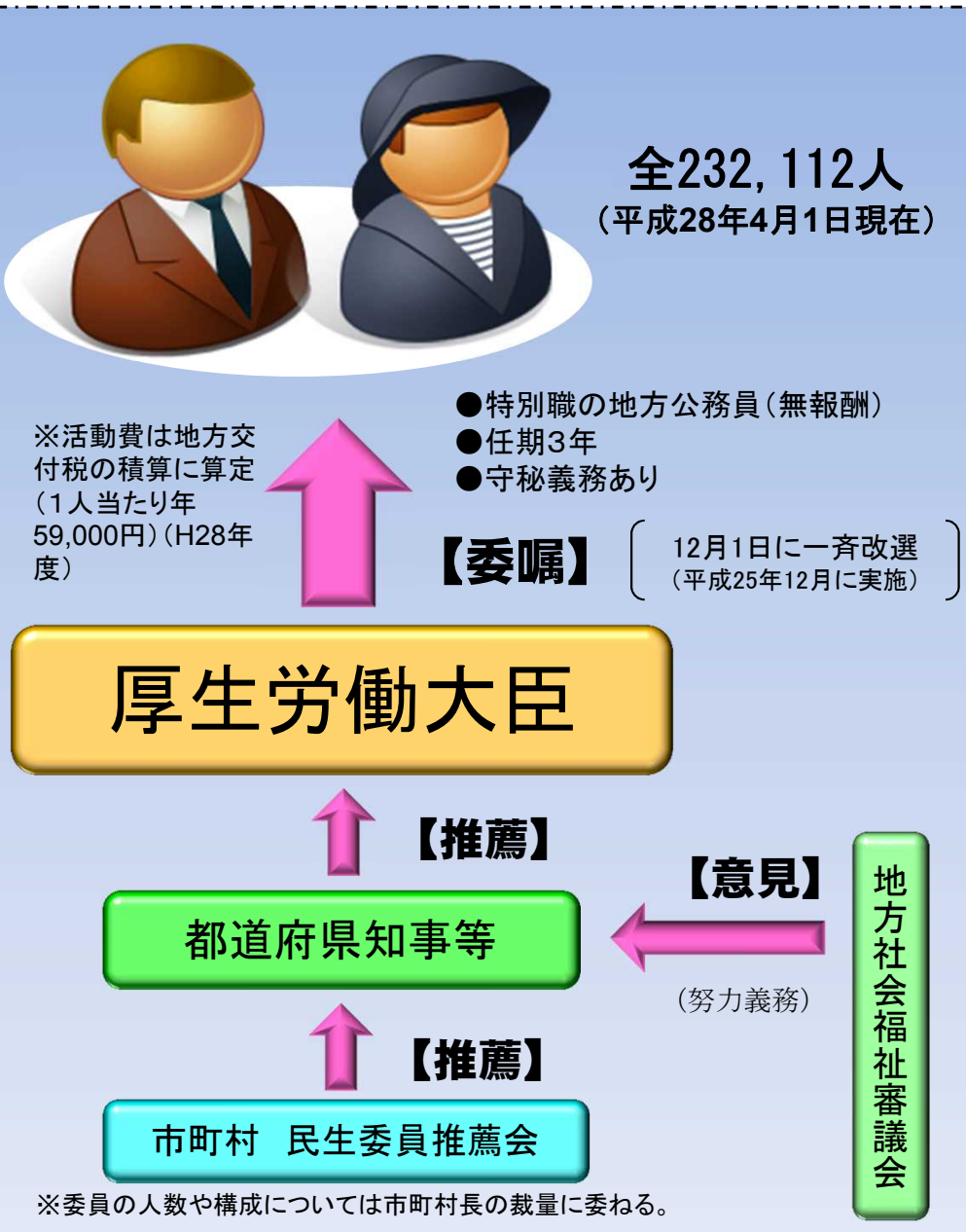


民生委員・児童委員の活動状況

(平成26年度福祉行政報告例または全国民生委員児童委員連合会調べ)

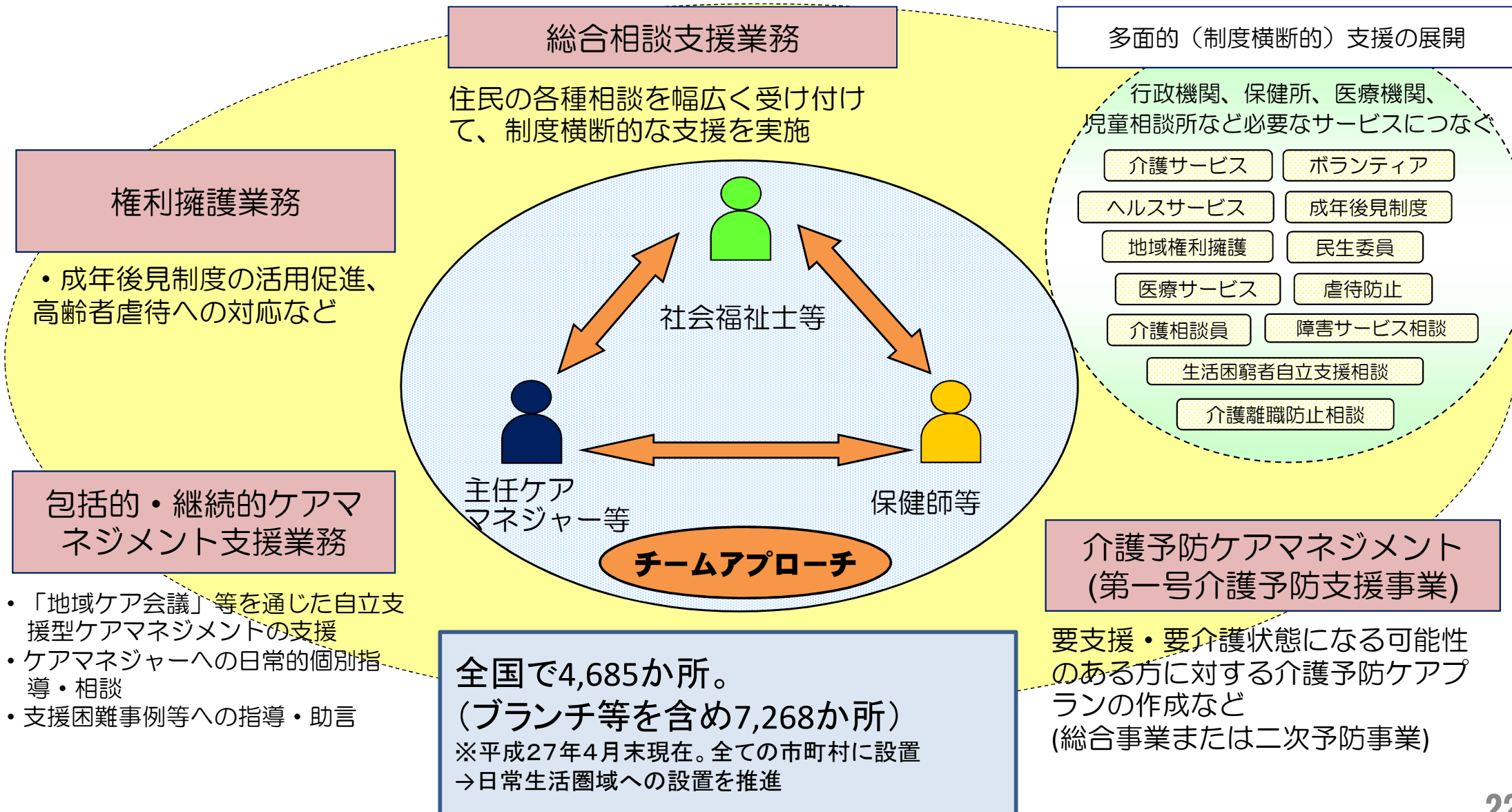
総活動件数: 年3, 358万件

<民生委員・児童委員1人当たりの活動状況> (平成26年度実績)



地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

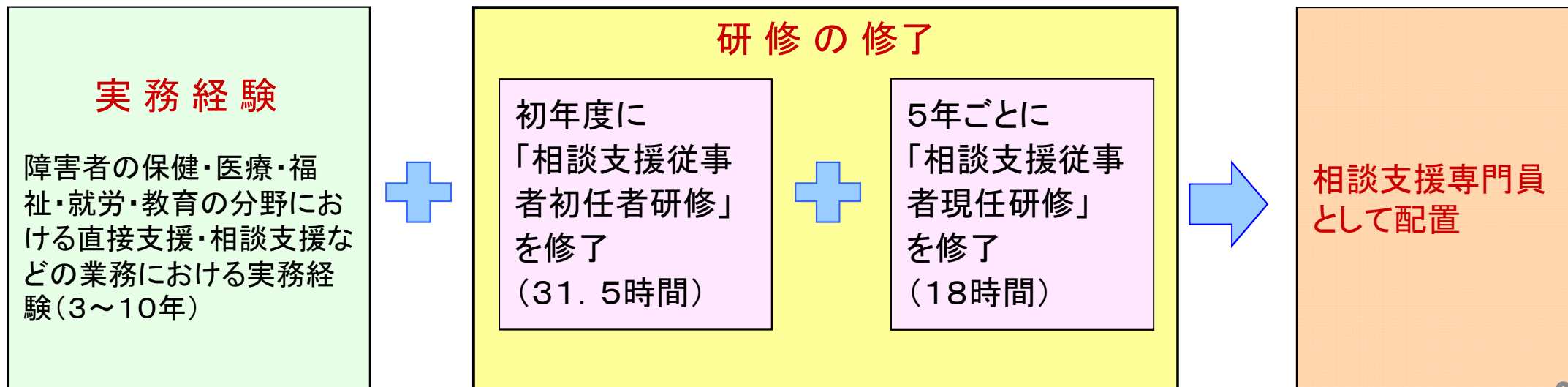
指定相談支援事業所と相談支援専門員

- 指定相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員等を配置。
- 指定相談支援事業所に配置された相談支援専門員等が、
 - 利用者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成
 - 地域移行・地域定着に向けた支援
 - 市町村の委託による障害者（児）の各種の相談支援を実施。

※指定特定・指定障害児相談支援事業所数 7, 927箇所（平成27年4月1日現在）

※上記事業所に配置されている相談支援専門員数 15, 575人（平成27年4月1日現在）

【相談支援専門員の要件】

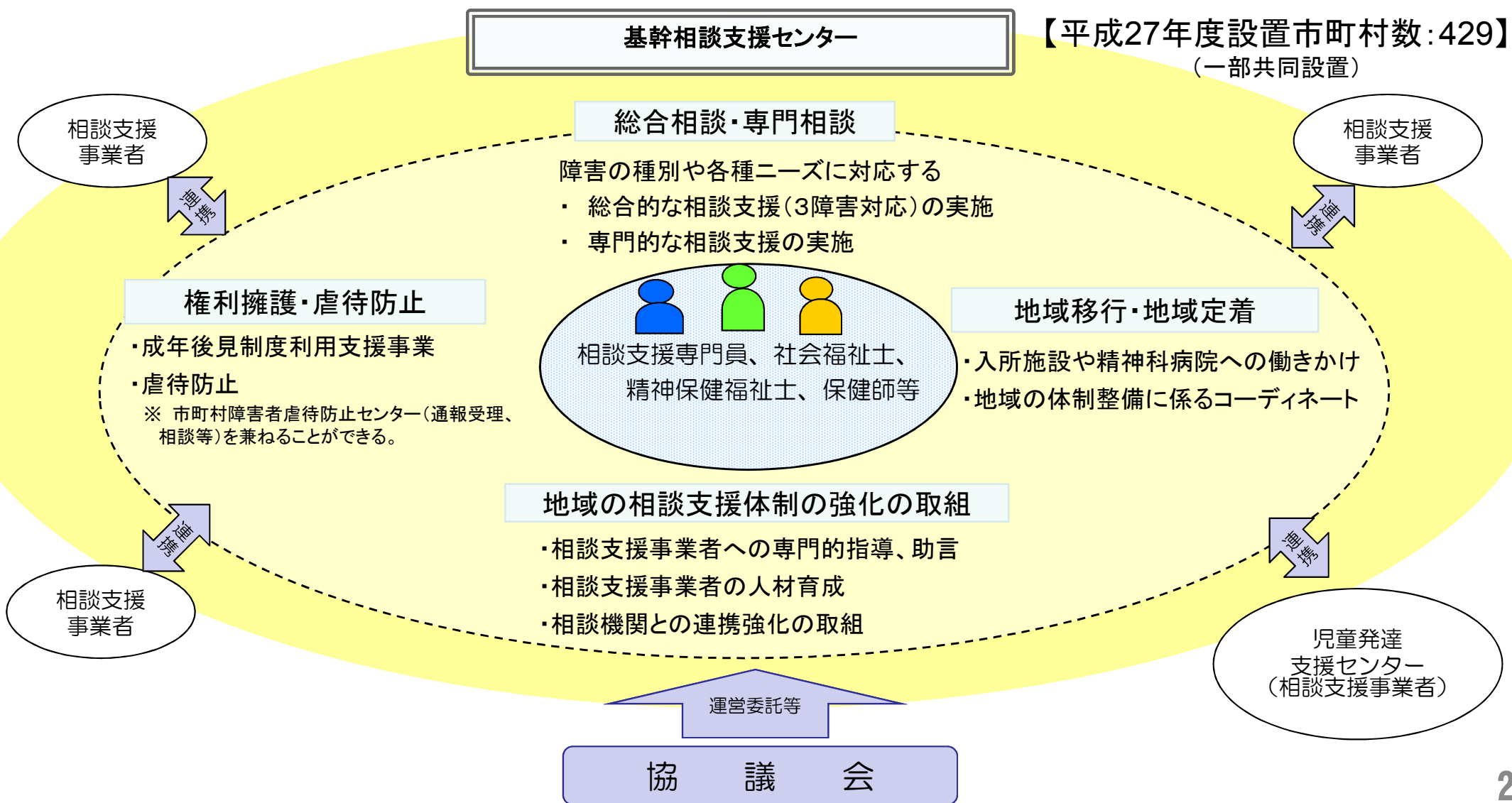


基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



「利用者支援事業」の概要

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等をを行う

実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

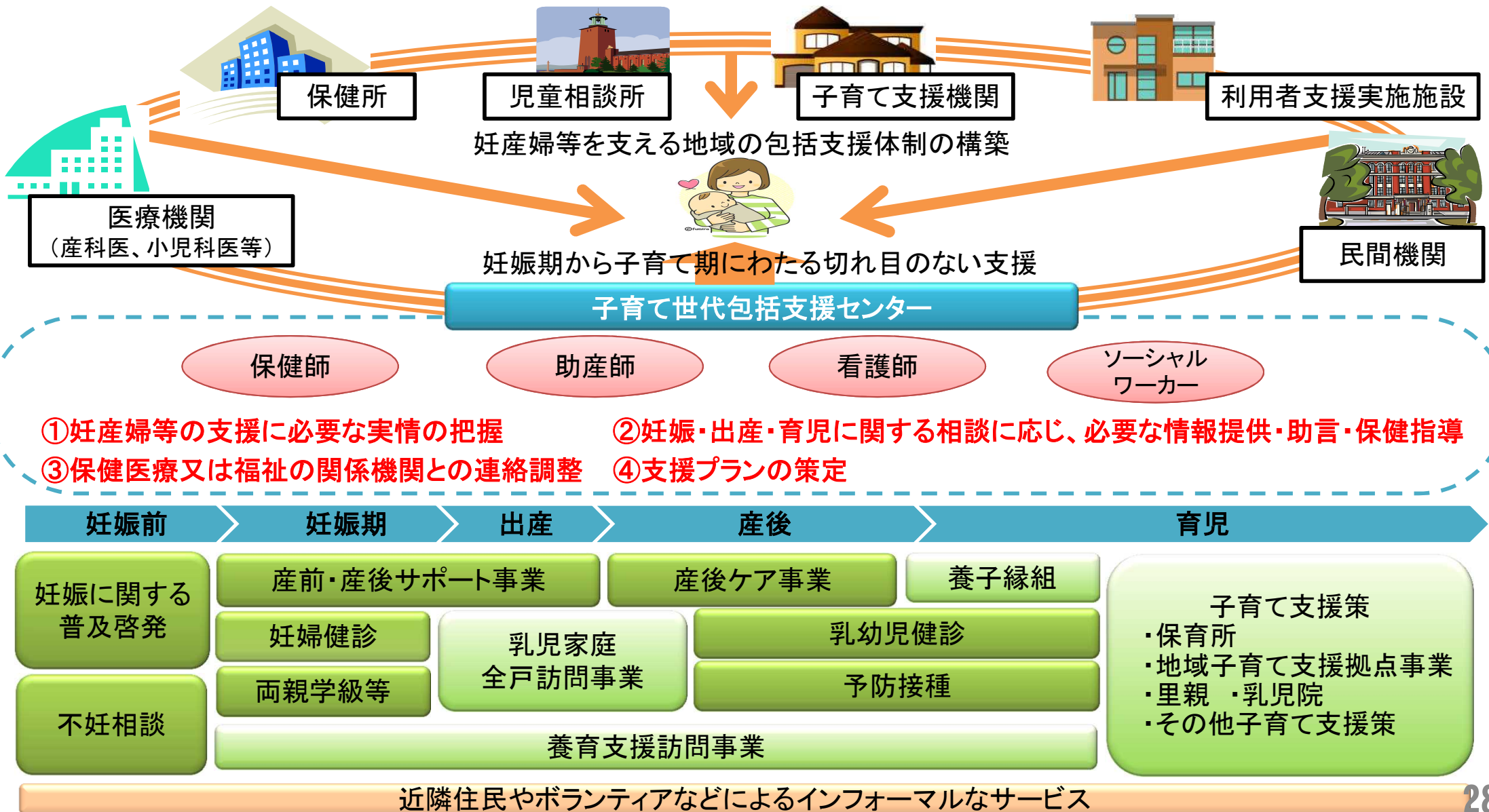
《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	平成27年度実施か所数 (交付決定ベース)6,818か所
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施(加算)※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。	①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するために、**子育て世代包括支援センター**を立ち上げる。
- **保健師等を配置してきめ細かな相談支援等を行うことにより**、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
- **子育て世代包括支援センターを法定化**(※法律上の名称は「母子健康包括支援センター」**母子保健法・平成29年4月1日施行**)。
 - 実施市町村数：**296市区町村(720か所)**(平成28年4月1日現在) ➢ **おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。



総合的な支援のための
相談窓口の
整備(市レベル)



適切な支援メニューの組み合わせ

母子・父子自立支援員



就業支援専門員



就業支援

《個々の状況に対応する就業支援》

- 就業支援講習会の拡充
- 相談関係職員の資質向上
- 自立支援プログラムの策定
- ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行支援など
- 能力開発等のための給付金の支給 など

子育て・生活支援

《ひとりで担う仕事と子育ての両立支援》

- 子育て・生活支援
 - ・保育所、放課後児童クラブ優先入所
 - ・ヘルパー派遣
 - ・家計管理支援等の講習会 など

子どもへの支援

《特有の悩みを持つ子どもへの支援》

- 子どもの生活・学習支援事業

養育費の確保、経済的支援

- 養育費相談支援センター等による養育費相談
- 弁護士による養育費等に関する法律相談
- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付 など

- 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進
- 就業を軸とした的確な支援の提供
- 支援施策の広報啓発活動の実施

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国209か所(平成28年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 10, 738人(平成27年4月1日現在)
(内訳) ・ 児童福祉司 2, 934人 ・ 児童心理司 1, 293人
・ 精神科医 311人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

福祉事務所の概要

福祉事務所とは

- **社会福祉法に基づき**、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める**援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどる第一線の社会福祉行政機関**。
都道府県及び市（町村は任意）に設置されている。
- 平成2年の福祉八法の一部改正により老人及び身体障害者福祉分野で、平成12年の知的障害者福祉法の一部改正により知的障害者福祉分野で、それぞれ施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲されたことから、都道府県の福祉事務所においては、従来の福祉六法から福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）を所管することとされた。

（参考）福祉事務所の設置状況

（平成28年4月1日現在）

設置主体	都道府県	市（特別区含む）	町村	計
箇所数	208	996	43	1,247

主な配置職員

所員等	職務
1 所の長	都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。
2 指導監督を行う所員（社会福祉主事）	所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。
3 現業を行う所員（社会福祉主事）	所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を司る。
4 事務を行う所員	所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。

※ 福祉事務所の所員の定数は、**条例**で定める。ただし、**現業を行う所員**の数は、各福祉事務所につき、**標準数（社会福祉法第16条）**を参考として定めるものとしている。

（注）現業を行う所員については、従来は法律で配置すべき最低数が定められていたが、地方分権一括法による改正で、平成12年度以降、標準配置数として定められており、**各自治体では、地域の実情に応じて人員配置を行うことが可能**になっている。

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業 (全国901福祉事務所設置自治体で1,345機関(H27年度))

〈対個人〉

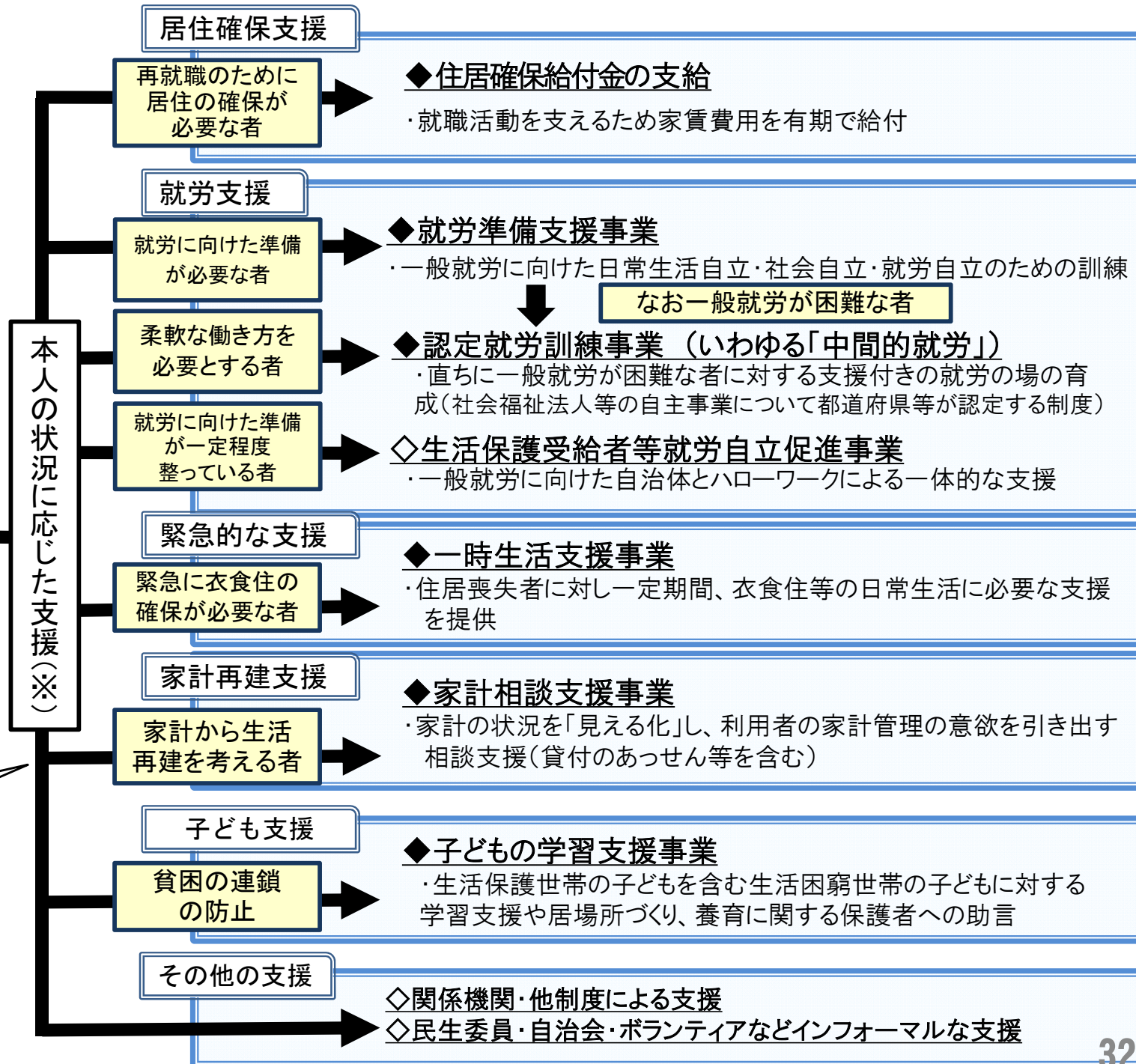
- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

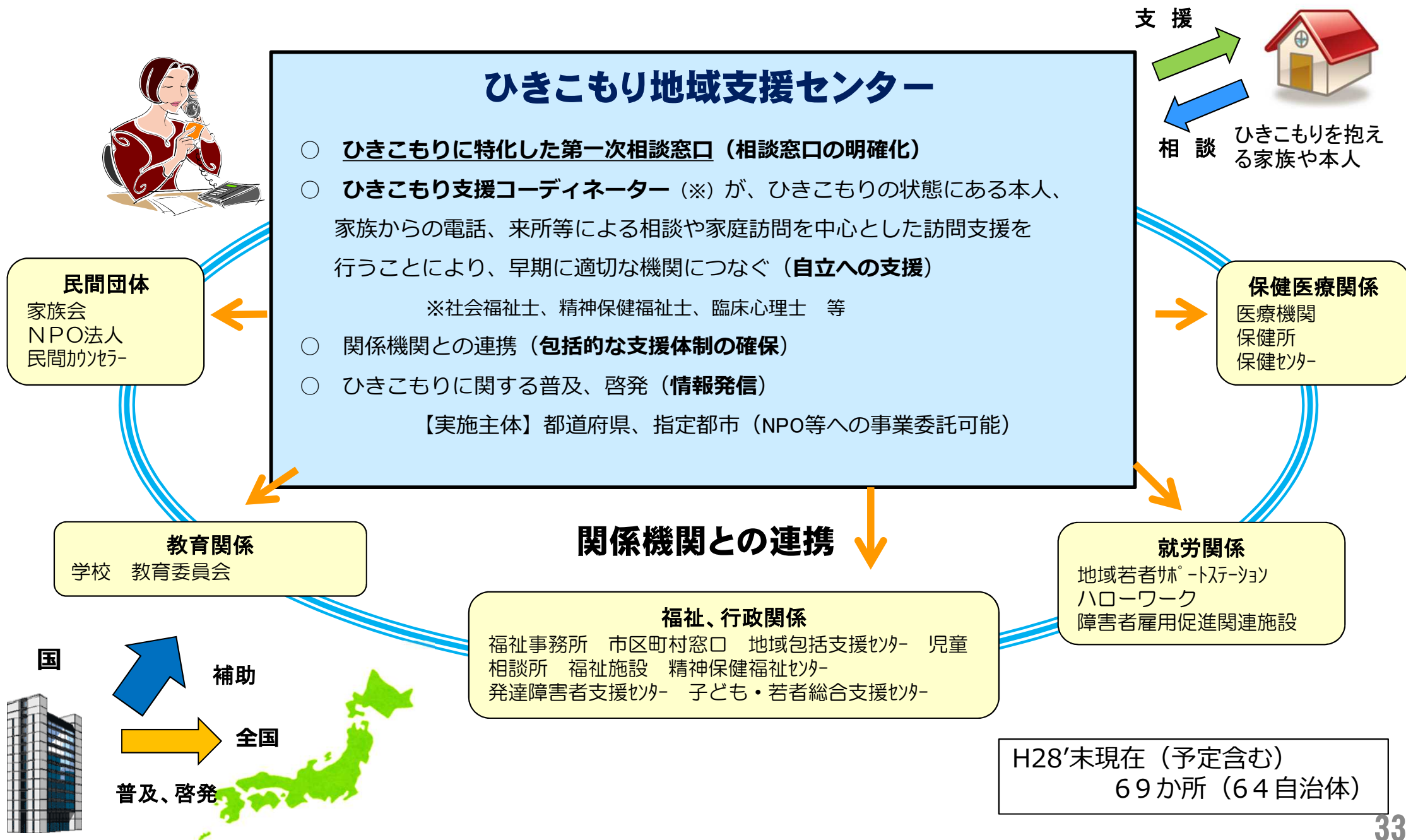
基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）

平成28年度予算額 生活困窮者自立支援法関連予算400億円の内数



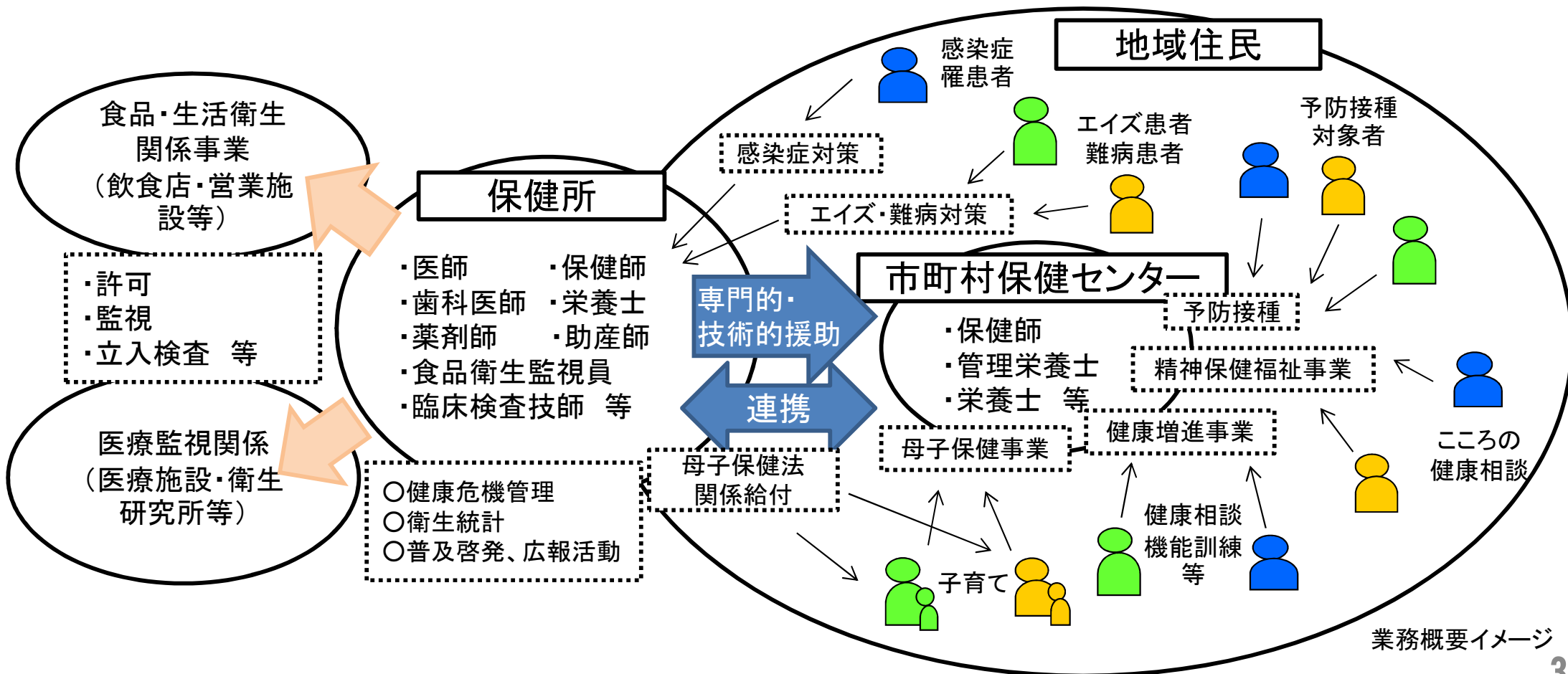
保健所・市町村保健センター

<保健所>

対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関。（H28.4.1：480カ所）

<市町村保健センター>

市町村は母子保健事業、健康増進事業、予防接種等の地域住民に密着した総合的な対人保健サービスを実施することとされている。身近で利用頻度の高い保健サービスを一元的に提供するため、市町村における保健活動の拠点として市町村保健センターが整備されている。（H28.4.1：2466施設）

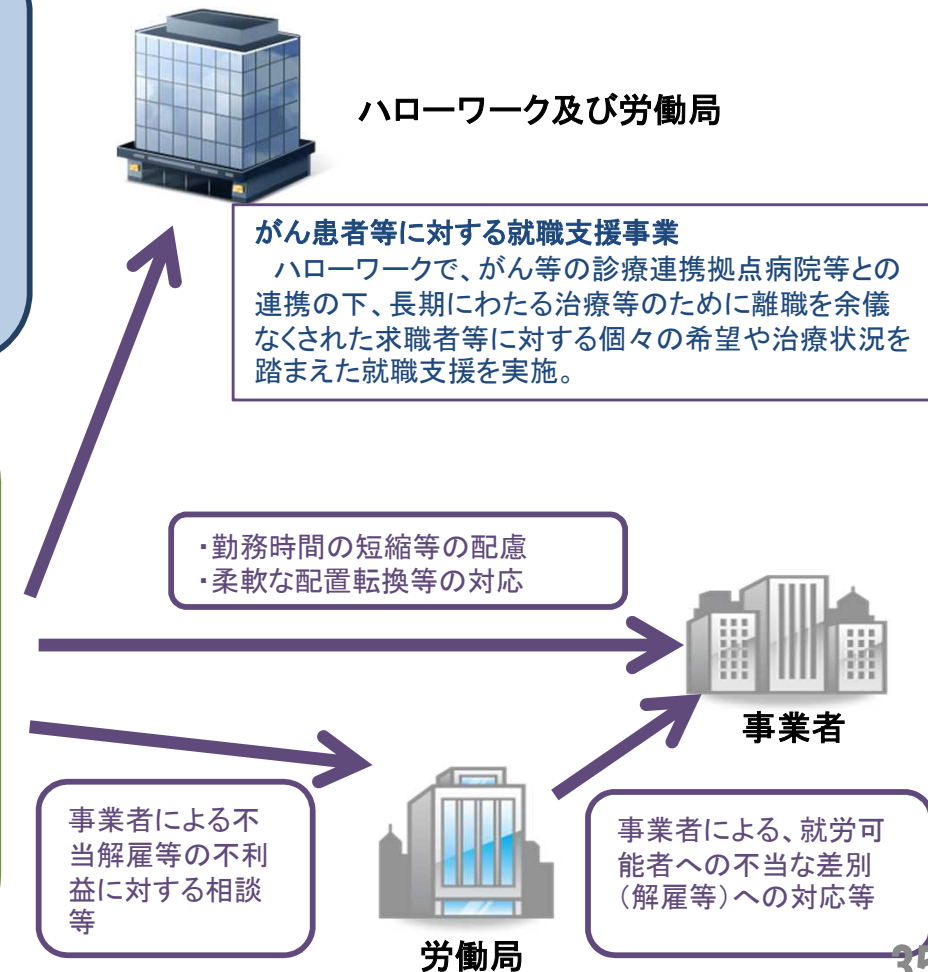
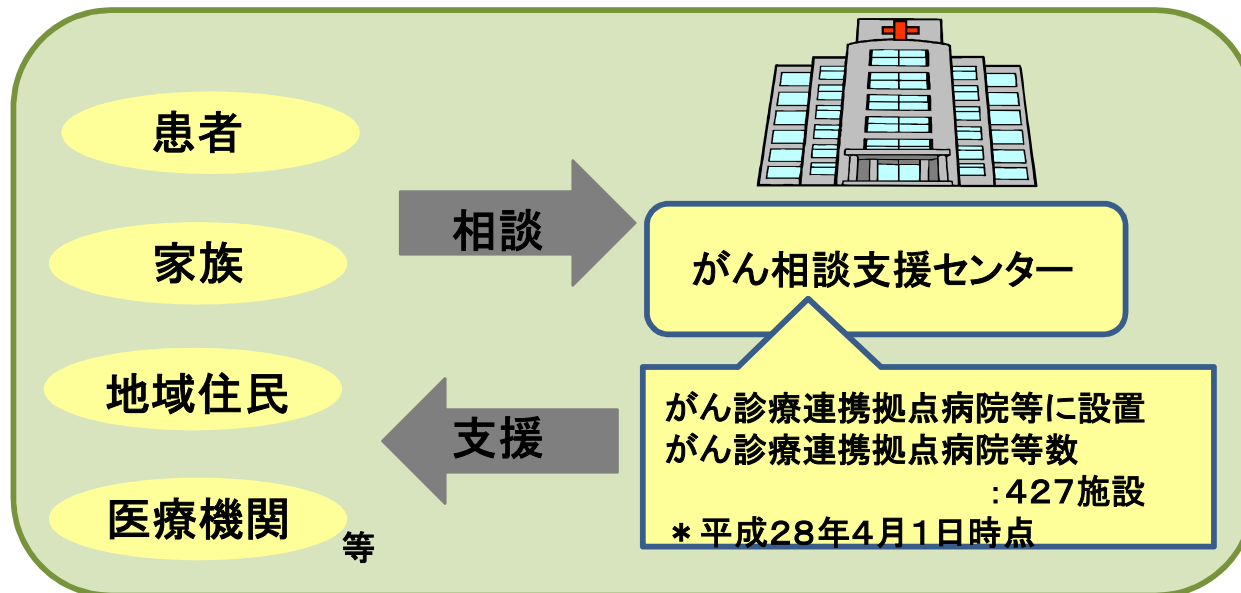


がん相談支援センター

- 全国のがん診療連携拠点病院等に設置されているがんの相談窓口。
- 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者や家族、地域の住民及び医療機関等からの相談に対応する。国立がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置している。

＜がん相談支援センターの主な業務＞

- がんの病態、標準的治療法等の一般的な情報の提供
- 地域の医療機関、診療従事者に関する情報収集、情報提供
- セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
- がん患者の療養上の相談
- 就労に関する相談
- 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援

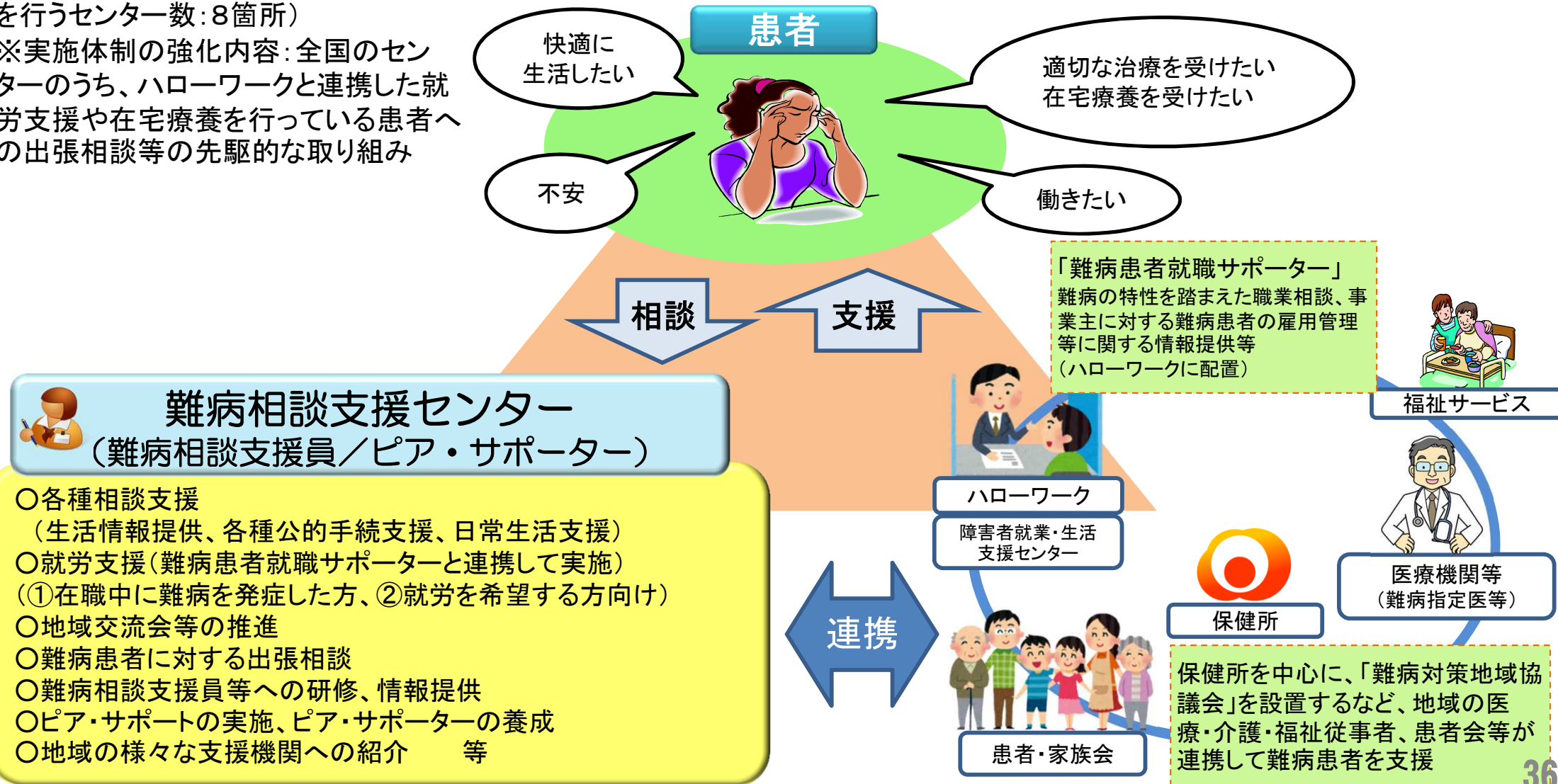


難病相談支援センター

難病相談支援センター（以下、「センター」）は、難病の患者に対する医療等に関する法律第29条に基づき都道府県に設置できることとされており、難病の患者の療養や日常生活上の様々な問題につき、患者・家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設である。難病の患者等の様々なニーズに対応するため、地域の様々な支援機関と連携して支援を行う。

○箇所数：47箇所（うち実施体制の強化を行うセンター数：8箇所）

※実施体制の強化内容：全国のセンターのうち、ハローワークと連携した就労支援や在宅療養を行っている患者への出張相談等の先駆的な取り組み



社会福祉法等の一部を改正する法律

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部,(4),(5)の一部,2の(1),(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日（平成28年3月31日）

ボランティアの活動状況

わが国において、ボランティアの定義は明確にされていないが、「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指して「ボランティア活動」と称することが一般的である。また、ボランティア活動を行う者を「ボランティア」といい、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性(無給性)」等の特徴が挙げられる。

ボランティア数（平成25年4月現在）

※全社協ボランティアセンターで把握している者

団体数

210,936 団体

人数

7,609,487 人
団体に所属(86.0%)
個人で活動(14.0%)



全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター

- 情報提供、調査研究
- ボランティアフェスティバル、セミナー等
- ボランティア活動振興、連絡協議会
- ボランティア活動保険の団体契約



都道府県・指定都市社会福祉協議会 ボランティアセンター

- 市区町村担当職員連絡会等
- 活動に関する相談対応、情報提供
- 福祉教育、学習支援
- 災害ボランティアセンター運営事業
- 団体・企業・NPO等活動支援



市区町村社会福祉協議会 ボランティアセンター

- 活動に関する相談対応
- ボランティア学習支援、人材養成等
- 活動先の調整(マッチング)
- ボランティア活動保険の受付
- 団体・企業・NPO等活動支援



ボランティア(担い手)と活動内容

「全国ボランティア活動実態調査報告書」(平成22年7月:全社協)

【性別構成】

男性 … 31.0%
女性 … 68.8%

【世代構成】

30歳代以下 … 8.6%
40歳代 … 8.0%
50歳代 … 17.7%
60歳代 … 40.9%
70歳代以上 … 24.8%

主な活動分野(上位5項目)

1. 高齢者の福祉活動
2. 障害者の福祉活動
3. 自治会・町内会
・民生委員・児童委員・地区社協等の活動
4. 地球の美化・環境保全に関する活動
5. まちづくりなどに関する活動



有償ボランティア

住民参加型在宅福祉サービス

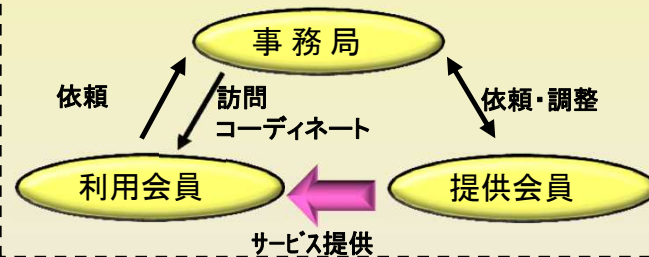


【住民参加型在宅福祉サービスとは】

地域住民の参加を基本として、
①営利を目的とせず、②住民相互の対等な関係と助け合いを基調として、③有償・有料制、あるいは「時間貯蓄制度」「点数預託制度」によって行う「家事援助、介護サービス」等を中心とした在宅福祉サービスの総称

【団体数(平成22年度)】 2,073団体
(全社協調べ)

会員登録とサービス提供の流れ



サービス内容・実施率(%)

1. 家事援助 (83.2)
2. 外出援助 (73.4)
3. 話し相手 (68.7)
4. 介護 (56.6)
5. 相談・助言 (42.6)
6. 食事(配食) (40.0)

共同募金の概要

目 的

- 共同募金とは、**都道府県の区域を単位**として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において**社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者**(国及び地方公共団体を除く。)に配分することを目的とする事業である。(社会福祉法第112条)
- ※ 平成27年度募金実績 約185億円(平成26年度募金実績 約187億円)
- ※ 共同募金運動は昭和22年から行われている

募集期間

- 厚生労働大臣告示により、従来、**毎年10月1日から12月31日までの3か月間**とされていたが、平成21年度以降、一部の都道府県共同募金で募集期間を拡大してきたところであり、**平成28年度から全都道府県共同募金会で10月1日から3月31日までの6ヶ月**となる予定。なお、12月については「歳末たすけあい募金」もあわせて実施。※「歳末たすけあい募金」はNHKとの共催

組 織

中央共同募金会

- ・募金運動の全国的企画
- ・都道府県共募との連絡調整、援助、指導
- ・資料の収集、調査研究、啓発宣伝

都道府県共同募金会 (47都道府県)

- ・募金運動の計画
- ・募金目標額の決定、募金活動、配分
- ・募金実績及び配分結果の公表

共同募金委員会

- ・募金活動
- ・広報活動
- ・ボランティア組織の編成

共同募金の配分

- 共同募金運動で集められた寄附金は、都道府県内の民間社会福祉施設や福祉団体等に配分される。なお、社会福祉法第117条に次のルールが規定されている。
 - ① 社会福祉を目的とする事業を経営する者以外の者に配分してはならない。
 - ② 配分を行うに当たっては、**配分委員会の承認**を得なければならない。
 - ③ 募金の期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、配分しなければならない。
 - ④ **国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。**

災害時の対応

- 平成12年の社会福祉事業法(現社会福祉法)の改正で、**大規模災害に対応するための準備金の積立て等に関する規定を整備**。これにより、災害が発生した際には準備金を取り崩し、他の都道府県共同募金会の支援のために拠出することも可能となった。